

第4章

少子化対策に関する取り組み

施策体系

施策	取り組み
I 妊娠期からはじまる 切れ目のない 支援体制の充実	1 安心して妊娠・出産できる支援体制の充実
	2 親とこどもの健康の確保及び増進
II 地域における 子育て支援の充実	3 子育てを支援するためのネットワークの充実
	4 親子のふれあいの場や親同士の交流の充実
	5 地域協働による子育て支援体制の充実
	6 相談支援・子育てに関する情報提供の充実
III 就学前のこどもの 教育・保育環境の充実	7 多様な教育・保育の提供
	8 教育・保育の質の向上
IV 子育て家庭への負担軽減及び 子育て環境の整備	9 子育て家庭への経済的援助の推進
	10 共働き・共育での促進
V 特別な支援が必要な家庭の 生活の向上	11 子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化
	12 ひとり親家庭等の支援の充実
	13 障害等のあるこどもの家庭への支援の充実

妊娠期からはじまる 切れ目のない支援体制の充実

現状と課題

- 近年は、核家族化の進行や晩婚化、若年妊娠など出産を取り巻く状況が変化してきており、産前・産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、うつ状態の中で育児を行ったりする母親が少なからず存在している状況です。
- 母子の健康づくりはこどもの安定した育ちに重要な要素であり、妊産婦や乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、各種健康診査や相談、必要な情報提供や産前・産後のサポートを一体的に切れ目なく行っていくことが重要です。
- 本市では、保健師と顔の見える関係を築き、家庭に寄り添い、きめ細やかな対応をしていくため「島田市版ネウボラ」による支援体制を構築しています。さらに、令和6年4月に「こども家庭センター」を開設し、子育てコンシェルジュや育児サポーター、発達相談などにも対応し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的な相談支援を行っています。
- 国では、令和元年12月の「母子保健法」の改正により、令和3年4月から産後ケア事業の実施を市町村の努力義務として位置づけました。本市においても、平成30年から産後ケア事業を開始しています。今後は事業を周知し、支援が必要な産婦の利用を促進していく必要があります。

取り組み1

安心して妊娠・出産できる支援体制の充実

産前・産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援ができるよう、「島田市版ネウボラ」や「こども家庭センター」における支援体制の充実を図ります。また、母子の健康や子育てに関する相談支援や訪問、情報提供を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		島田市版ネウボラ	健康づくり課
2		こども家庭センター「てくてく」	健康づくり課
3		フレッシュ！パパママ教室	健康づくり課
4		はじめのいっぽ講座	健康づくり課
5		妊婦健康診査	健康づくり課
6		産婦健康診査	健康づくり課
7		産後ケア事業	健康づくり課

No.	重点	事業名	担当課
8		赤ちゃん訪問事業	健康づくり課
9		妊婦歯科健康診査	健康づくり課
10		母子健康手帳交付、妊婦健康相談	健康づくり課
11		あかちゃんのお世話体験	子育て応援課
12		育児サポーター派遣事業	子育て応援課

重点事業

事業名	島田市版ネウボラ					担当課	健康づくり課
内容	妊娠・出産・こどもの成長といった家族の節目に、健診や相談に応じながらその家族の担当保健師が寄り添うサポートシステムです。同じ保健師が妊娠期から子育て期にかけて家族を担当し、赤ちゃん訪問や健診などで、顔を合わせながら切れ目のないサポートを行います。						
活動指標	担当保健師の認知度						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	95.6%	100%	100%	100%	100%	100%	

事業名	こども家庭センター「てくてく」					担当課	健康づくり課
内容	安心してこどもを産み、健やかに生活することができるようサポートする、母子保健に関する総合相談窓口です。望まない妊娠・出産を控えた妊婦、子育て中の母親・父親、孫育て中の祖父母など、あらゆる人の様々な相談に対応します。						
活動指標	担当保健師に相談したいと思っている人の割合						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	74%	74%	75%	76%	77%	78%	

事業名	フレッシュ！パパママ教室					担当課	健康づくり課
内容	妊娠中の健康管理や出産育児について学びながら、地域での仲間づくりをすることを目的とした教室です。初めての赤ちゃんを迎える夫婦のための講座で、栄養士や保健師の講話のほか、妊婦や胎児の疑似体験などを行います。						
活動指標	講座満足度						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	94%	95%	95%	95%	95%	96%	

事業名	はじめのいっぽ講座		担当課	健康づくり課		
内容	初めて赤ちゃんを迎える夫婦を対象として、赤ちゃんが生まれる前に知っておきたい出産のことや予防接種、子育て支援についての講座を行います。					
活動指標	保健師面接率					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	78%	78%	78%	79%	79%	80%

事業名	あかちゃんのお世話体験		担当課	子育て応援課		
内容	マイ支援センター登録をしている妊婦（初めての出産・子育てをする人）を対象に、これから利用する地域子育て支援センターで、赤ちゃん人形を使ってお世話の実技を行います。赤ちゃんと過ごす一日の流れ、授乳・着替え・抱っこ仕方などを学んで、安心して赤ちゃんを迎えられるよう、準備体験を行います。					
活動指標	マイ支援センター登録をしている妊婦の参加人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	68人	80人	80人	80人	80人	80人

取り組み2

親とこどもの健康の確保及び増進

母子の健康を確保・増進するため、こどもの成長段階に応じて、各種健康診査や予防接種などを実施します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		1か月児・4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査	健康づくり課
2		身体自由計測	健康づくり課
3		フッ化物塗布・洗口事業	健康づくり課
4		予防接種事業	健康づくり課
5		離乳食講習会	健康づくり課
6		子育て支援プラットフォーム「しまいく+（ぷらす）」の活用	健康づくり課

重点事業

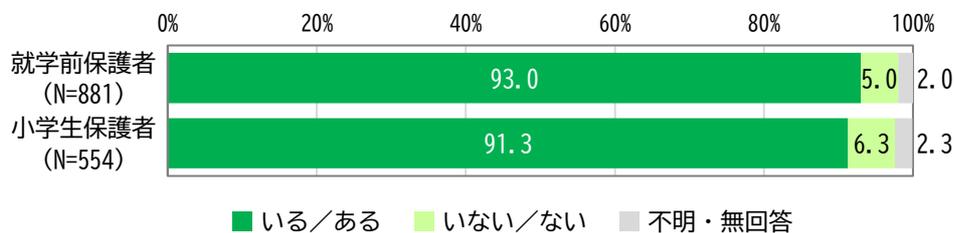
事業名	1か月児・4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査		担当課	健康づくり課		
内容	身体計測やこどもの発育や発達、離乳食を含む栄養の相談、育児の相談を行います。					
活動指標	健診受診率					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	95%以上	100%	100%	100%	100%	100%

地域における子育て支援の充実

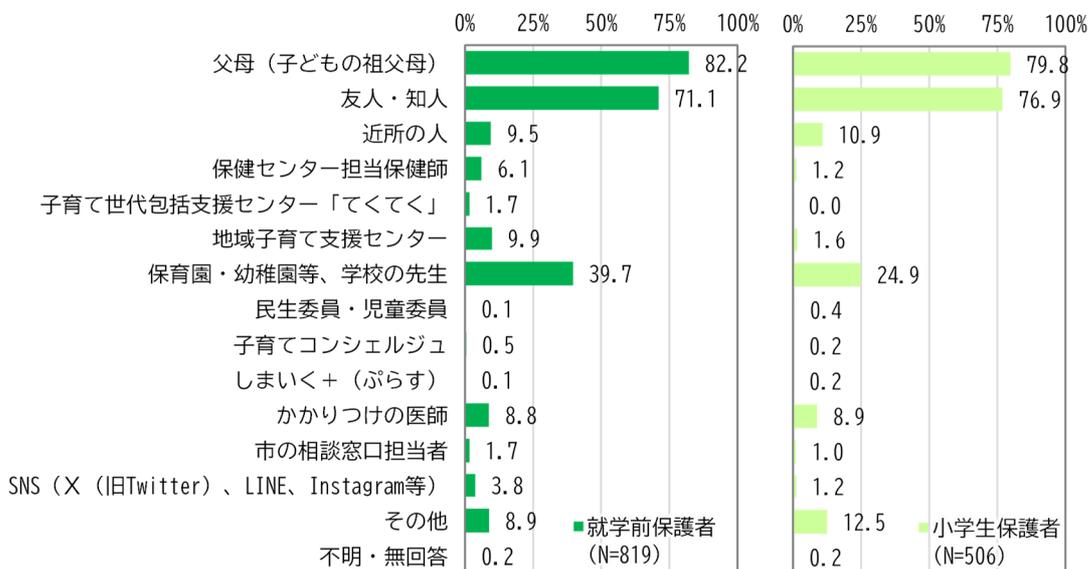
現状と課題

- 核家族化の進行に加え、働き方や価値観の変化、地縁・血縁によるつながりの希薄化など、こどもと家庭を取り巻く社会環境の変化によって、子育て家庭の孤立化が課題となっています。孤立化を防ぐ体制、仕組みや親同士や地域との交流の機会・場づくりが重要です。
- 本市では、島田市子育て支援ネットワークによる地域で子育てを支える「ひとりじゃないでね応援団」の取り組みや、子育てコンシェルジュによる個々の状況に応じた情報提供や相談支援を行っています。
- また、妊娠中からマイ支援センター登録した「地域子育て支援センター」が、地域の妊婦の交流や子育て親子の居場所等として、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、初めての妊娠や子育ての不安を解消し、安心して子育てに取り組めるよう手厚いサポートを行っています。
- ニーズ調査によると、9割以上の保護者が子育てについて相談できる人がいると回答していますが、相談先としては父母や友人・知人など身近な人が多く、公的機関は少ない状況です。事業や窓口の周知や利用しやすさの向上が必要です。

■子育てについての相談先の有無（ニーズ調査）



■子育てについての相談先（ニーズ調査）※相談先が「いる／ある」人のみの回答



取り組み3

子育てを支援するためのネットワークの充実

子育て当事者が安心して子育てができるように、団体や関係機関と連携し子育てをサポートする体制の充実を図ります。また、子育て当事者の不安を軽減するとともに、子育てに喜びを実感できるよう、子育てに関する講座などの充実を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		育児サポーター派遣事業	子育て応援課
2		島田市子育て支援ネットワークの運営	子育て応援課
3		ひとりじゃないでね応援講座	子育て応援課
4		家庭教育講座	社会教育課
5		ペアレントサポーターの活用	社会教育課
6		幼児・児童を持つ親の講座	社会教育課
7		小・中学生を持つ親の講座	社会教育課
8		しまおや講座	社会教育課
9		ブックスタート事業	図書館課

重点事業

事業名	育児サポーター派遣事業		担当課	子育て応援課		
内容	就学前のこどもと同居している妊娠中の母親や出産後間もないこどもを持つ母親に対して、一定期間、育児経験のある保育士（育児サポーター）が家庭を訪問し、必要な育児の援助を行い、子育て家庭が安心して生活を営むことができるよう支援を行います。					
活動指標	育児サポーター派遣回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,164回	970回	970回	970回	970回	970回

事業名	島田市子育て支援ネットワークの運営	担当課	子育て応援課			
内容	市内の子育て支援に関わる団体や関係機関が会員となり、情報交換会や研修等を実施し、団体同士の交流を深めながら、連携した活動を展開していくことで、市内の子育て支援の充実を図ります。また、島田市子育て応援メッセージ「ひとりじゃないでね」を作成し、市内の子育て家庭を温かく包み込むことができるよう周知活動を実施します。					
活動指標	島田市子育て支援ネットワーク加入団体数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	124 団体	133 団体	133 団体	134 団体	134 団体	135 団体

事業名	家庭教育講座	担当課	社会教育課			
内容	こどもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う上で重要な役割を担う「家庭の教育力」を向上し、親が子育てに悩みを抱えて孤立することがないように、こどものライフステージに合わせて親が自ら学ぶ機会や、親同士のつながりを大切にして学び合う機会を提供するため、小学校の家庭教育学級や小学校へ入学するこどもを持つ親を対象とした「しまおや講座」を開催します。また、講座に父親や就業中の保護者が参加しやすいよう、開催曜日等を工夫しながら実施します。					
活動指標	参加人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2,311 人	2,500 人	2,500 人	2,500 人	2,500 人	2,500 人

取り組み4

親子のふれあいの場や親同士の交流の充実

健全な親子関係を構築できるよう、家庭内におけるコミュニケーションが育まれる親子のふれあいの場を提供します。また、子育て当事者の孤立化防止や子育てに対する不安や悩みを軽減するため、親同士の交流を生み出す機会や場を創出します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		7か月の Family Day	健康づくり課
2		地域子育て支援センターの運営	子育て応援課
3		あかちゃん講座	子育て応援課
4		マイ支援センター登録	子育て応援課
5		つどいの広場の支援	子育て応援課
6		ウェルカム島田	子育て応援課
7		あかちゃんのお世話体験	子育て応援課
8		家庭教育学級	社会教育課
9		子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」の開催	社会教育課
10		初めて0歳児を持つ親の講座（BPプログラム）	社会教育課
11		子ども体験学習講座（親子参加型）	社会教育課
12		おはなし会	図書館課
13		おはなしギフト	図書館課

重点事業

事業名	7か月の Family Day		担当課	健康づくり課		
内容	生後7か月のこどもを持つ夫婦を対象に、身体の健康状態、発達・発育、離乳食を含む栄養などについて確認をします。また、保護者の心配ごとなどの相談にも対応します。					
活動指標	相談参加率					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	97.2%	100%	100%	100%	100%	100%

事業名	地域子育て支援センターの運営		担当課	子育て応援課		
内容	就園前のこどもがいる保護者がゆとりを持って、楽しく子育てができるように応援する施設です。こどもの健やかな成長と保護者が安心して子育てができるよう、地域子育て支援センターを設置し、親子が自由に活動できる場や子育てに関する相談、情報の提供などを行います。					
活動指標	利用人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	26,616人	34,001人	34,166人	34,661人	34,084人	33,506人

事業名	あかちゃん講座		担当課	子育て応援課		
内容	初めて育児をしている生後3か月～7か月の保護者を対象に、毎月1回（連続3回）マイ支援センター登録をしている地域子育て支援センターで、赤ちゃんの健康、生活、絵本、遊びなどについて伝えます。ふれあい遊びやわらべ歌遊びなど月齢に応じた内容の提供や、保護者同士の交流の場の提供を行います。					
活動指標	生後3か月から7か月の第1子の保護者の参加延べ人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	403人	450人	450人	450人	450人	450人

事業名	おはなし会		担当課	図書館課		
内容	読み聞かせボランティアや図書館職員が、各図書館において絵本・紙芝居等の読み聞かせを行います。					
活動指標	参加人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,649人	1,650人	1,650人	1,650人	1,650人	1,650人

取り組み5

地域協働による子育て支援体制の充実

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、子育て家庭と地域住民の交流機会を充実するとともに、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		こども館の運営	子育て応援課
2		児童センター・児童館の運営	子育て応援課
3		つどいの広場の支援	子育て応援課
4		こども食堂の支援	子育て応援課
5		ファミリー・サポート・センター事業	子育て応援課
6		地域組織活動育成事業（母親クラブ等補助金）	子育て応援課
7		地域学校協働本部事業	社会教育課
8		放課後子供教室	社会教育課
9		託児員派遣事業	社会教育課

重点事業

事業名	こども館の運営					担当課	子育て応援課
内容	<p>中心市街地交流拠点施設として、中心市街地活性化を担う施設です。有料のプレイルーム「ぼるね」、無料の活動室を設置しています。児童を中心とした様々な世代の人々が交流する中で児童に健全な遊び場を提供し、次世代を担う児童の健全な育成と地域における子育て支援を推進します。</p>						
活動指標	入館者人数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	84,488人	78,000人	79,250人	80,500人	81,750人	83,000人	

事業名	児童センター・児童館の運営					担当課	子育て応援課
内容	<p>こどもが自由に来館し、遊びや体験を通して、健康を増進し、豊かな情操を育てるための施設です。母親クラブ等地域の方々と協力しながら、心も体も健やかに育つような豊かなプログラムを実施します。</p>						
活動指標	児童センター・児童館の設置箇所数（児童館類似施設を含む）						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	

事業名	ファミリー・サポート・センター事業		担当課	子育て応援課		
内容	育児、子育てのサービスを受けたい人（依頼会員）と育児、子育てのサービスを提供したい人（提供会員）が会員になり、相互に援助を行うことで地域の子育て支援を行います。					
活動指標	利用会員人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	393人	400人	405人	410人	415人	420人

事業名	地域学校協働本部事業		担当課	社会教育課		
内容	地域と学校が連携・協働しながら地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、「学校を核とした地域づくり」を目指した様々な活動を行います。地域学校協働活動推進員を各学校に配置し、地域住民等と学校との連絡調整を行うことで、授業補助や読み聞かせなど、地域ぐるみで子どもたちの学びや成長を支える活動を行います。各地域には、様々な資源や人材があることから、特に、ミドルシニア世代層等の人材の地域ボランティア活動を促進し、子どもへの学び、学校支援、地域活動を推進します。					
活動指標	地域ボランティア活動延べ人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3,510人	2,700人	2,700人	2,700人	2,700人	2,700人

取り組み6

相談支援・子育てに関する情報提供の充実

子育てに関する悩みや不安などの解消や必要なサービスの利用を促進するため、様々な媒体で子育てに関する情報発信を行うとともに、専門相談員などによる個々に応じた寄り添う相談支援を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		子育て支援プラットフォーム「しまいく+（ぷらす）」の運営	DX 推進課
2		島田市版ネウボラ	健康づくり課
3		こども家庭センター「てくてく」	健康づくり課
4		母子健康手帳交付、妊婦健康相談	健康づくり課
5		乳幼児相談（予約制、7か月のFamily Day）	健康づくり課
6		子育て支援教室（ノーバディーズ・パーフェクト）	健康づくり課
7		島田市子育て応援サイトしまいく	子育て応援課
8		子育てカレンダー	子育て応援課
9		島田市公式 LINE を活用した情報発信	子育て応援課
10		子育てコンシェルジュ	子育て応援課
11		地域子育て支援センターの運営	子育て応援課
12		育児サポーター派遣事業	子育て応援課
13		発達相談、心理検査	子育て応援課
14		家庭児童相談室の運営	子育て応援課
15		養育支援訪問事業	子育て応援課

重点事業

事業名	子育て支援プラットフォーム「しまいく+（ぷらす）」の運営		担当課	DX 推進課		
内容	妊産婦や 18 歳まで（※一部 20 歳まで）のこどもを持つ保護者とその家族を対象とした、24 時間いつでもスマートフォンやパソコンからアクセスでき、子育て世帯に寄り添うオンラインサービスです。市役所の各窓口に行かなくても、健診の予約、子育てに関する相談の受付、子育て世代向けのイベント情報の取得ができるなど、保護者に対してこどもの年齢に合った適切なサービスを提供します。また、保護者と市立小中学校をつなぐ学校連絡の役割も担います。					
活動指標	利用登録割合（妊産婦及び 18 歳まで（※一部 20 歳まで）のこどもがいる世帯）					
	現状値 （令和5年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	82.9%	85%	87%	88%	89%	90%

事業名	島田市子育て応援サイトしまいく		担当課	子育て応援課		
内容	子育てに関する総合的な窓口として、子育てに関するあらゆるお役立ち情報やホットな話題を子育て世代に向けて積極的に発信します。また、島田市公式 LINE と連携して、しまいくの掲載情報を毎週木曜日に配信します。					
活動指標	年間サイトページビュー数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	414,614pv	410,000pv	415,000pv	420,000pv	425,000pv	430,000pv

事業名	子育てコンシェルジュ		担当課	子育て応援課		
内容	子育て家庭が、円滑に子育て支援やサービスを利用できるよう、子育ての総合窓口として、子育てコンシェルジュを配置し、ニーズに合った情報の提供や相談をするとともに、他部署と連携を取りながら解決に導く支援を行います。					
活動指標	相談件数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	572件	580件	580件	580件	580件	580件

就学前のこどもの教育・保育環境の充実

現状と課題

- 令和5年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」では、こどもの生誕前から幼児期までは、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であるとされており、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。
- 本市における子育て支援施策については、平成27年度に施行された子ども・子育て支援制度に基づき、保育・子育て支援サービスや放課後児童クラブの量の拡大・質の向上を図ってきました。増加する保育ニーズに対しては、幼稚園の認定こども園への移行などにより受け皿の充実を進めています。
- 本市では、出生数は減少傾向にあるものの、低年齢児における保育ニーズの増加や、小学生の放課後児童クラブへの利用ニーズの増加など、各種支援サービスに求められる事項は増加・多様化しており、サービスの充実や人材の確保に努める必要があります。
- 発達支援などに関する相談は増加傾向にあります。障害のあるこどもや医療的ケア児など、特別な配慮を必要とするこどもを含めた一人ひとりの健やかな成長を支えるため、幼児教育・保育の質の向上が求められます。
- 昨今の異常気象により頻発する自然災害に対し、安全・安心な保育環境の整備に取り組む必要があります。

取り組み7 多様な教育・保育の提供

保護者の就労形態などの多様化に対応できるよう、教育・保育サービスの多様化を図るとともに、量的拡充を図ります。また、発達の気になるこどもを受け入れている幼稚園及び保育所などに対する支援体制を強化します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		幼稚園、保育所等巡回訪問	子育て応援課
2		一時託児事業	子育て応援課
3		児童発達支援事業	子育て応援課
4		幼児教育、通常保育事業	保育支援課
5		年度途中入所への支援	保育支援課

No.	重点	事業名	担当課
6		時間外（延長）保育事業	保育支援課
7		一時預かり事業	保育支援課
8		障害児保育事業	保育支援課
9		病児・病後児保育事業	保育支援課
10		乳幼児保育補助事業	保育支援課
11		認定こども園化への支援	保育支援課
12		おはなし宅配便	図書館課

重点事業

事業名	幼児教育、通常保育事業					担当課	保育支援課
内容	就学前のこどもがいる家庭で保護者の就労などにより家庭で十分に保育することができない場合、保育所等においてこどもを保育し、家庭で保育できない保護者などを支援します。						
活動指標	待機児童人数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
事業名	時間外（延長）保育事業					担当課	保育支援課
内容	保育所等における開所時間（保育標準時間：11時間、保育短時間：8時間）の始期前及び終期後の保育需要への対応を図るために実施します。						
活動指標	実施園数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	29園	30園	30園	30園	30園	30園	
事業名	一時預かり事業					担当課	保育支援課
内容	保護者の疾病や災害等により一時的に家庭での保育が困難な場合、また保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所等において一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、こどもの福祉の向上を図るために実施します。						
活動指標	年間延べ定員数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	3,360人	3,360人	3,360人	3,360人	3,360人	3,360人	

事業名	障害児保育事業		担当課	保育支援課		
内容	発達支援保育の推進を図るため、発達支援保育を実施する民間保育所等に対し補助金を交付します。発達支援保育を実施する保育所等は、個別の支援計画を作成し、こどもの状況に応じた保育を行うため、発達支援保育事業のための保育士を配置します。					
活動指標	補助金交付申請園数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	15園	17園	17園	17園	17園	17園

事業名	病児・病後児保育事業		担当課	保育支援課		
内容	こどもが病気やけが、または病気回復期でかつ保護者が就労等の理由で保育できない期間、専任の看護師等と保育士が当該児童を保育します。					
活動指標	年間延べ定員数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	4,560人	4,800人	4,800人	4,800人	4,800人	4,800人

取り組み8

教育・保育の質の向上

一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えるため、教育・保育に関わる人材の専門性の確保や育成に努めます。また、地域や家庭の環境にかかわらず、すべてのこどもが格差なく質の高い学びへ接続できるよう、関係者が連携し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		発達支援に関する講座・発達支援研修会	子育て応援課
2		保育所等職員の研修	保育支援課
3		幼稚園、こども園、保育所、小学校等合同研修会の開催	保育支援課、学校教育課

重点事業

事業名	発達支援に関する講座・発達支援研修会		担当課	子育て応援課		
内容	幼稚園、保育所等の職員を対象に、講座や研修を開催し、発達に課題のあるこどもをサポートするための専門的な知識・技術の定着を図るとともに、関係機関との連携を深めます。					
活動指標	受講人数（講座）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	28人	30人	30人	30人	30人	30人
活動指標	受講人数（研修会）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	55人	120人	120人	120人	120人	120人

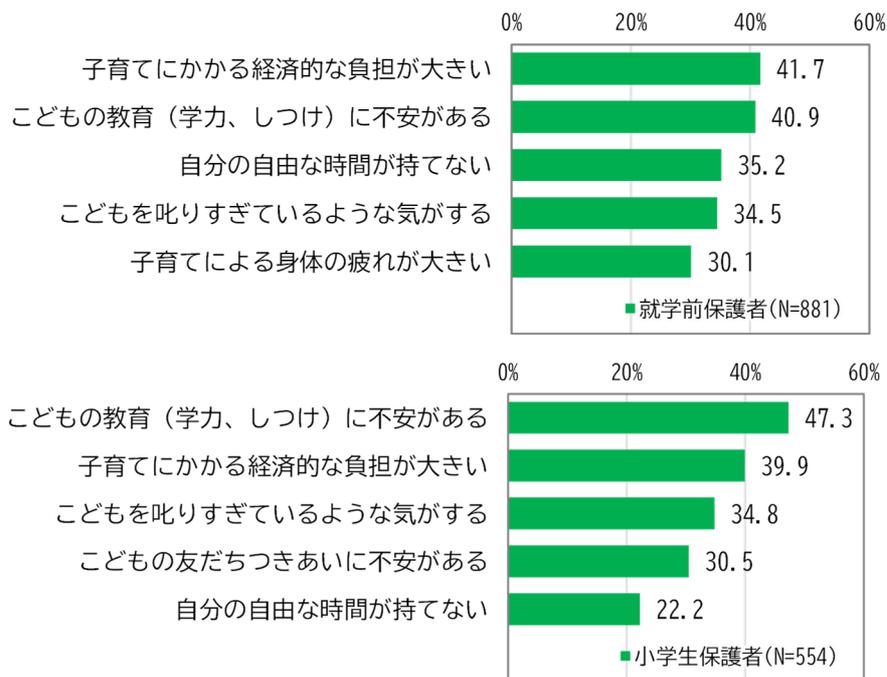
事業名	保育所等職員の研修		担当課	保育支援課		
内容	教育・保育の質の向上のため保育士等を対象に、研修を行います。					
活動指標	開催回数（研修会）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	8回	7回	7回	7回	7回	7回

子育て家庭への負担軽減及び 子育て環境の整備

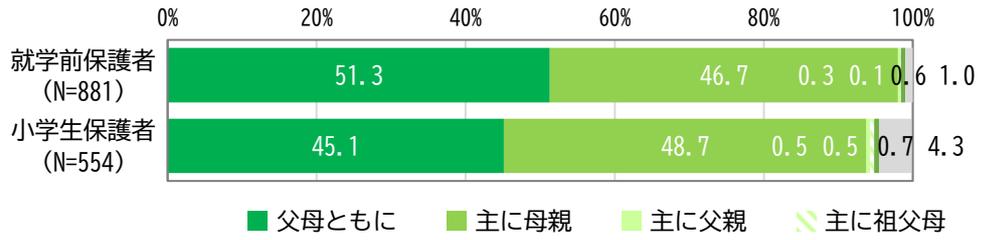
現状と課題

- 少子化の背景には、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況などが指摘されています。
- ニーズ調査によると、子育てに関する悩みや気になることについて、子育てにかかる経済的な負担が大きいことと回答する割合が高くなっています。
- また、全国的に共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が増加している中、その両立を支援していくことが重要です。共働き・共育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する必要があります。
- 国では、令和3年6月の「育児・介護休業法」の改正により、令和4年10月から「産後パパ育休制度」を施行し、仕事と育児の両立支援、父親の育児休暇の取得を促進しています。
- 本市においては、女性の労働力率は上昇していますが、育児やこどもの世話の負担はいまだに母親に偏っており、経年で比較して大きな改善は見られません。
- 一方で、父親の育児休暇の取得について、経年で比較すると取得できている人は増加していますが、母親と比較すると低い状況となっています。取得していない理由として、仕事の忙しさや職場の育児休業を取りにくい雰囲気や職場等における理解の促進が必要とされています。

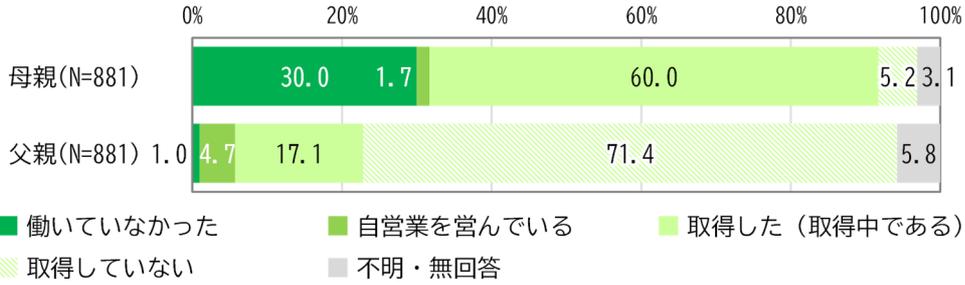
■子育てに関する悩みや気になること（ニーズ調査）※上位5位



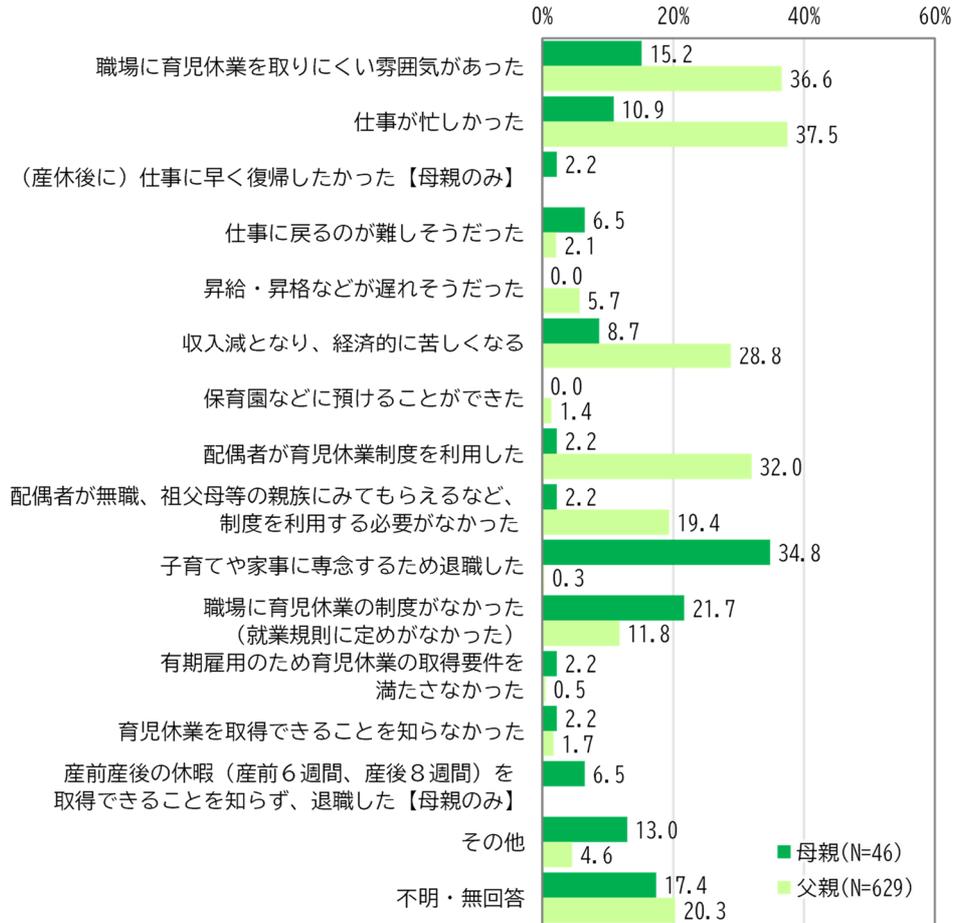
■主に子育てを行っている人（ニーズ調査）



■育児休暇の取得（ニーズ調査（就学前児童保護者））



■育児休暇を取得していない理由（ニーズ調査（就学前児童保護者））



取り組み9

子育て家庭への経済的援助の推進

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子育て家庭に対して各種助成などについて周知し、利用の円滑化を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		妊婦支援給付金支給事業	健康づくり課
2		児童手当支給	子育て応援課
3		児童扶養手当支給	子育て応援課
4		こども医療費助成	子育て応援課
5		未熟児養育医療費助成	子育て応援課
6		保育所等保育料の軽減	保育支援課
7		実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育支援課
8		要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給	教育総務課

重点事業

事業名	妊婦支援給付金支給事業					担当課	健康づくり課
内容	島田市版ネウボウによる担当保健師制を活かし、妊娠から出産・子育てまで一貫して、担当保健師が、妊娠届出時・妊娠8か月前後・乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）時や、随時それ以降も面談や情報提供を行い、安心して出産・子育てができるよう継続的な支援の充実を図ります。また、妊婦に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用に必要な費用の負担軽減のための経済的支援を行います。						
活動指標	給付金支給申請率						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

事業名	児童手当支給					担当課	子育て応援課
内容	次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。高等学校を修了する年齢までのこどもを養育する人に、児童手当を支給します。						
活動指標	対象児童への支給率						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	99%	100%	100%	100%	100%	100%	

事業名	保育所等保育料の軽減		担当課	保育支援課		
内容	子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、市独自に保育所等の第2子の保育料を半額・第3子以降を無償にします。					
活動指標	対象世帯への実施率					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

取り組み 10

共働き・共育での促進

子育てと仕事の両立を地域社会全体で支援する社会をつくるため、様々な制度や多様な働き方に関する情報提供、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を促進します。また、子育てを機に離職してしまった親などに対して、相談など就労に関する支援を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		育児休業制度の周知、利用の啓発	市民協働課
2		事業所等の「男女共同参画社会づくり宣言」の促進	市民協働課
3		男女共同参画事例の紹介	市民協働課
4		放課後児童クラブの運営	子育て応援課
5		年度途中入所への支援	保育支援課
6		家族経営協定の啓発・締結の促進	農業振興課
7		ハローワーク島田お仕事相談室「ママハロ」の運営	商工課
8		再就職支援セミナー	商工課
9		内職相談事業	商工課

重点事業

事業名	育児休業制度の周知、利用の啓発		担当課	市民協働課		
内容	市民、市内事業所に向けて、育児休業制度の周知、利用の啓発を行います。					
活動指標	島田市男女共同参画情報サイト「しまだばれっと」及び市ホームページへの掲載回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1回	1回	1回	1回	1回	1回

事業名	ハローワーク島田お仕事相談室「ママハロ」の運営		担当課	商工課		
内容	島田市役所1階に設置している女性向けの就職相談窓口において、子育て応援課及び保育支援課と連携し、仕事、子育て、保育所のことなどについて、ワンストップの相談対応を行います。					
活動指標	相談件数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2,086件	1,800件	1,800件	1,800件	1,800件	1,800件



特別な支援が必要な家庭の生活の向上

現状と課題

- 児童虐待やヤングケアラー、家庭破綻、障害など、こどもを取り巻く問題は多岐にわたっており、環境に左右されることなく、将来に希望を抱き、健やかに育つためには、こどもの置かれている現状を把握し、当事者の声を聴きながら取り組みに反映させていく必要があります。
- 児童虐待については全国的に増加傾向にあり、令和4年度では過去最多となっています。本市においては、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関で連携しながら対応を行っており、虐待相談件数は減少傾向にあるものの、引き続き児童虐待防止に向けた取り組みを進める必要があります。
- ひとり親世帯については子育てと仕事の両方を一手に担うことから、保護者の負担感が大きいことや心のゆとりが持ちにくいことなどが考えられます。就労への支援、こどもの学習支援、相談機会の充実など、様々な側面から支援を進めていくことが重要です。
- 発達の問題になるこどもの保護者の相談に応じて、そのこどもの発達段階を理解しながら、保護者が安心して子育てできるように、オンラインも活用した相談受付やプッシュ型の情報提供を行うなど、きめ細かいサポート体制の充実が求められます。
- すべてのこどもが温かい愛情と正しい理解を持って養育されるために、県と連携して里親制度の普及促進に取り組んでいくことが重要です。

取り組み 11

子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化

育児不安のある保護者や精神的に不安定な状態で支援が必要な保護者を早期発見し、虐待などを未然に防止するため、保護者の気持ちを受け止め、寄り添う相談支援を行います。また、関係機関との連携や情報共有体制を強化します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		要保護児童対策地域協議会	地域福祉課、障害福祉課、健康づくり課、子育て応援課、学校教育課、社会教育課
2		島田市版ネウボラ	健康づくり課
3		こども家庭センター「てくてく」	健康づくり課
4		保健師等による家庭訪問、相談	健康づくり課

No.	重点	事業名	担当課
5		子育てコンシェルジュ	子育て応援課
6		育児サポーター派遣事業	子育て応援課
7		地域子育て支援センターの運営	子育て応援課
8		家庭児童相談室の運営	子育て応援課
9		養育支援訪問事業	子育て応援課
10		子育て世帯訪問支援事業	子育て応援課
11		親子関係形成支援事業	子育て応援課
12		発達相談、心理検査	子育て応援課

重点事業

事業名	要保護児童対策地域協議会					担当課	地域福祉課、障害福祉課、健康づくり課、子育て応援課、学校教育課、社会教育課
内容	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。						
活動指標	開催回数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	17回	17回	17回	17回	17回	17回	

事業名	家庭児童相談室の運営					担当課	子育て応援課
内容	家庭児童相談員が家庭やその他機関からの相談を受け、個々の子どもや家庭に応じた支援を行います。						
活動指標	相談件数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	516件	510件	510件	510件	510件	510件	

取り組み 12

ひとり親家庭等の支援の充実

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応し、親子の福祉の増進を図るため、医療費助成や手当の支給を実施するとともに、親の就業支援を行い、自立促進を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		児童扶養手当支給	子育て応援課
2		母子家庭等医療費助成	子育て応援課
3		母子・父子寡婦福祉資金貸付金事業	子育て応援課
4		母子家庭等自立支援給付（教育訓練、高等職業訓練促進）	子育て応援課
5		ひとり親家庭子育て支援助成（ファミリー・サポート・センター利用料助成）	子育て応援課
6		ひとり親家庭養育費確保支援助成金	子育て応援課
7		要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	教育総務課

重点事業

事業名	児童扶養手当支給			担当課	子育て応援課	
内容	母子家庭や父子家庭の児童の健全な育成を図るため、所得水準に応じて生活に必要なとなる手当を支給します。					
活動指標	対象児童への支給率					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	99%	100%	100%	100%	100%	100%

取り組み 13

障害等のあるこどもの家庭への支援の充実

こどもの身体や発達上の課題、保護者の子育てに関する悩みを早期に把握し、支援できる体制の充実を図ります。障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者やその保護者に対し、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		障害福祉サービスの支給	障害福祉課
2		障害児福祉手当支給	障害福祉課
3		特別児童扶養手当支給	障害福祉課
4		心身障害児児童扶養手当支給	障害福祉課
5		障害児相談支援事業	障害福祉課、子育て応援課
6		新生児聴覚スクリーニング検査助成事業	健康づくり課
7		乳幼児相談（運動発達、2歳3か月児、3歳6か月児）	健康づくり課
8		あそびの教室	健康づくり課
9		養育支援訪問事業	子育て応援課
10		児童発達支援事業	子育て応援課
11		幼稚園、保育所等巡回訪問	子育て応援課
12		親子学習会（つくしんぼ）の実施	子育て応援課
13		発達相談、心理検査	子育て応援課
14		就園・就学時の接続期支援	子育て応援課
15		特別支援教育就学奨励費	教育総務課

重点事業

事業名	新生児聴覚スクリーニング検査助成事業		担当課	健康づくり課		
内容	聴覚に関する異常の早期発見のために行う、新生児聴覚スクリーニング検査に係る費用の一部を助成します。					
活動指標	検査受診率					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	99.8%	100%	100%	100%	100%	100%

事業名	乳幼児相談（運動発達、2歳3か月児、3歳6か月児）		担当課	健康づくり課		
内容	身体計測やこどもの発育や発達、離乳食を含む栄養の相談、育児の相談を行います。					
活動指標	実施回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	24回	24回	24回	24回	24回	24回

事業名	あそびの教室		担当課	健康づくり課		
内容	1歳6か月児健診、その他相談などで、こどもの発達について心配を抱えている保護者に、公認心理師、保育士、保健師がサポートしながら、親子で楽しく活動する機会を提供します。					
活動指標	対象児の参加率					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	96%	100%	100%	100%	100%	100%

事業名	児童発達支援事業		担当課	子育て応援課		
内容	発達に課題を持つこどもが日常生活における基本動作の習得や集団生活に適應することができるよう、そのこどもの身体及び精神の状況やその環境に応じて適切な指導や訓練を行います。					
活動指標	延べ利用児童人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	5,698人	5,600人	5,600人	5,600人	5,600人	5,600人

事業名	親子学習会（つくしんぼ）の実施		担当課	子育て応援課		
内容	1歳6か月児健診、2歳3か月児相談、3歳児健診、3歳6か月児相談を受けて、こどもの発達について心配を抱えている保護者に、公認心理師、保育士、保健師、言語聴覚士、小学校教諭などが相談対応するとともに、親子遊びを通して親子でふれあう楽しい活動を行います。					
活動指標	実施回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	43回	43回	43回	43回	43回	43回

事業名	発達相談、心理検査					担当課	子育て応援課
内容	公認心理師、保育士、言語聴覚士、小学校教諭が、発達について心配があることにも関する相談を受け付けます。公認心理師が、心理検査によりこどもの得意や苦手を伝えながら、関わり方のアドバイスをします。						
活動指標	相談件数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	1,012件	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件	
	検査件数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	344件	350件	350件	350件	350件	350件	

事業名	就園・就学時の接続期支援					担当課	子育て応援課
内容	発達相談、心理検査、療育教室等で支援したこどもが、就園・就学する際に、集団生活が円滑に送れるよう、就園・就学先に出向き、こどもの様子を見ながら保護者や教職員等からの相談に対して助言を行います。						
活動指標	就園・就学時における接続期支援者数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	280人	240人	240人	240人	240人	240人	

第5章

こども・若者育成支援に関する取り組み
(第3期島田市子ども・若者育成支援計画)

施策体系

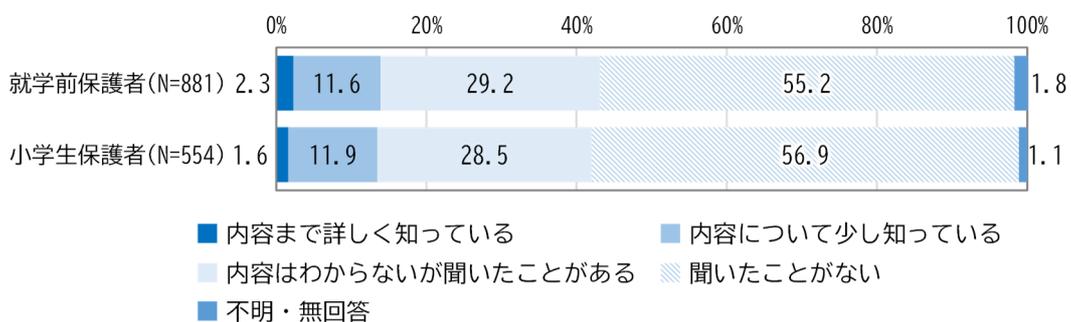
施策	取り組み
I こどもまんなか社会 に向けた機運醸成	1 こども基本法やこどもの権利に関する社会機運の醸成
	2 こどもの意見の表明・参加の促進
II こども・若者の 豊かな心と体の育成	3 情操教育、道徳教育の推進
	4 体力、健康づくりの推進
III こども・若者の 居場所・活動の充実	5 こども・若者の居場所づくり
	6 遊びや体験活動の推進
	7 多様な学習機会の提供
IV こども・若者が 希望を持てる社会づくり	8 ジェンダー平等の理解と推進
	9 キャリア教育の推進
	10 若者の就労に対する支援
	11 結婚する人やこどもができた人への支援
V こども・若者が安全・安心に 暮らせる環境づくり	12 安心できる学校づくり
	13 安全・安心に暮らせる社会環境の整備
VI 困難を有するこども・若者の 自立に向けた支援	14 虐待の防止・早期発見
	15 障害のあるこども・若者への支援
	16 いじめ、不登校等に対する取り組みの推進
	17 非行や立ち直りの支援
	18 相談支援体制の充実
	19 特に配慮の必要なこども・若者への支援

こどもまんなか社会に向けた機運醸成

現状と課題

- 「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として令和5年4月に施行されました。さらに、こども施策を実効性のあるものとするための「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定され、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて、国全体で進むべき方向性が示されました。
- 「こどもまんなか社会」の実現のためには、こども・若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、社会全体でこども・若者、子育て当事者等を支え、後押しする社会をつくっていく必要があります。
- 一方で、ニーズ調査によると、「こども基本法」の認知度について、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「内容まで詳しく知っている」がそれぞれ1割未満、「聞いたことない」がそれぞれ約6割を占めており、まだ十分にその内容が周知されていない状況がうかがえます。
- 子ども・若者実態調査によると、市の取り組みへのこども・若者の意見の取り入れについては、聞いてもらえているが約4割、聞いてもらえていないが約6割となっており、十分とはいえません。各調査の自由意見においては、こども・若者が意見を言えたり、意見が尊重されたりすることを望む意見が多く挙げられています。
- あらゆる場面で当事者などの意見を聴く機会の充実や、こどもの権利を尊重するとともに、こども・若者や子育て家庭を温かく見守る地域づくりを社会全体で推進し、こどもまんなか社会の基盤をつくっていくことが重要です。

■ 「こども基本法」の認知度（ニーズ調査）



取り組み1

こども基本法やこどもの権利に関する社会機運の醸成

いじめや児童虐待等のこどもの権利侵害等に関する意識を高めることができるよう、情報提供や人権啓発活動を推進します。また、こどもまんなか社会の実現に向けて「こども基本法」に関する情報提供や周知を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		「人権教室」、「人権の花運動」	生活安心課
2		「人権研修会」等の開催	生活安心課
3		「中学生人権作文コンテスト」、「人権啓発ポスター展」事業	生活安心課
4		「こども基本法」に関する情報提供や周知	子育て応援課、社会教育課
5		「いじめを見逃さない・許さない」といったこどもの人権に関わる意識の啓発	学校教育課

重点事業

事業名	「人権教室」、「人権の花運動」					担当課
内容	市内の小中学校や福祉施設等で、島田市人権擁護委員が講師を務め、人権についての授業・出前講座を実施します。また、人権の花である「ひまわり」の苗を小学校へ配布し、人権の花運動を推進します。					
活動指標	開催回数（人権教室）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	6回	6回	6回	6回	6回	6回

事業名	「中学生人権作文コンテスト」、「人権啓発ポスター展」事業					担当課
内容	人権尊重の大切さや理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的に、中学生を対象とした作文コンテストの開催、小中学生、高校生を対象とした人権を尊重し合うことの大切さについて体得するためのポスター募集、展示等を行います。					
活動指標	応募数（作文・ポスター）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	384件	380件	380件	380件	380件	380件

取り組み2

こどもの意見の表明・参加の促進

「こども基本法」第 11 条に基づき、こども施策をはじめとする市政に対してこども・若者など当事者の意見が反映されるよう、こども等の意見を聴くための仕組みづくりを進めます。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		こども・若者の意見聴取や意見表明の仕組みづくり	子育て応援課、社会教育課、庁内各課

重点事業

事業名	こども・若者の意見聴取や意見表明の仕組みづくり		担当課			
内容	すべてのこども・若者に対して、「こども基本法」の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、自らが主体であることを広く周知します。また、こども・若者の意見を聴き、施策に反映させる仕組みを構築します。					
活動指標	意見聴取方法の構築					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	各課で対応	検討	実施	実施	実施	実施

こども・若者の豊かな心と体の育成

現状と課題

- ・ 少子高齢化や核家族化の影響、外的環境の変化等により、こどもたちの生活習慣の乱れが指摘されていますが、基本的な生活習慣はこどもの成長過程において大きな意義を持っており、その乱れは学習意欲や気力・体力の低下につながるだけでなく、様々な問題行動の要因ともなります。幼児期の段階から、継続的に健全な基本的な生活習慣を身につける必要があります。
- ・ また、ゲームなど室内での遊びが増加し、こども・若者が体を動かす機会や自然に親しむ機会が少なくなっています。さらに学校における部活動も地域移行が進んでおり、意識的にこども・若者のスポーツや運動の機会を増やしていく必要があります。
- ・ 心と体は、あらゆる活動の源となってこども・若者の自立に深く関わってきます。家庭、学校、園、地域などが連携し、こども・若者の生きる力を育むことが重要です。

取り組み3 情操教育、道徳教育の推進

こども・若者の豊かな心を育むため、読書活動など情操教育の充実を図ります。また、社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育を推進します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		劇団四季「こころの劇場」公演の実施	学校教育課
2		道徳教育研究の推進	学校教育課
3		センター的機能（読書・学習・情報）を兼ね備えた図書館・図書室の充実	学校教育課
4		本に出会い、本に親しみ、本を生かす機会の提供	図書館課
5		こども向けイベント（一日体験図書館員、「ほんのむし」カード等）の開催	図書館課

重点事業

事業名	本に出会い、本に親しみ、本を生かす機 会の提供					担当課	図書館課
内容	「島田市子ども読書活動推進計画」に基づき、こどもたちが自主的に読書活動を行 い、読書を楽しむ習慣が身につくよう、図書館資料の充実をはじめ、おはなし 会の開催や夏休み小学生一日体験図書館員、中高生ボランティアの受け入れ等 により図書館の利用促進を図ります。また、学校図書館や幼稚園・保育園、公民館 等と連携し、おすすめ本リストの紹介やブックスタート事業、おはなし宅配便事 業などを通じて「本に出会い、本に親しみ、本を生かす」機会を提供します。						
活動 指標	「島田市子ども読書活動推進計画」の取り組み項目のうち評価Aの項目の割合						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	55%	55%	56%	56%	57%	57%	

取り組み4 体力、健康づくりの推進

こどもの体力向上に向け、学校や地域においてスポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。また、こども・若者の健康の保持増進のため、食育指導や保健指導、薬物乱用防止教育などを推進します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		薬学講座	健康づくり課、学校教育課
2		「島田市食育推進計画」に基づいた食育指導の推進	健康づくり課
3		各種スポーツ行事の参加促進「しまだ大井川マラソンin リバティ」、「スポーツ少年団の支援」ほか	観光課
4		児童生徒の体位・体力の把握と授業改善	学校教育課
5		部活動指導員等派遣事業	学校教育課
6		教育活動を通じた食育の推進	学校教育課、学校給食課
7		ニュースポーツ教室、スポーツ大会の実施	スポーツ振興課
8		多目的スポーツ・レクリエーション広場の整備	スポーツ振興課

重点事業

事業名	「島田市食育推進計画」に基づいた食育指導の推進		担当課	健康づくり課		
内容	生活習慣病予防及び健康維持・増進のための健全な食生活の普及啓発を図ります。食についての意識の啓発とその他の食育に関する施策を、総合的かつ計画的に推進します。					
活動指標	講座参加人数（放課後児童クラブ、子育て支援センター、高校等）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	121人	130人	135人	140人	145人	150人

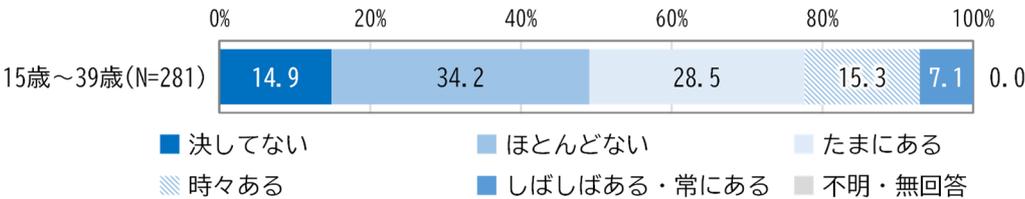
事業名	ニュースポーツ教室、スポーツ大会の実施		担当課	スポーツ振興課		
内容	年齢や性別、障害の有無にかかわらず、子どもや若者、子育て中の母親などの健康づくりや体カづくりのため、「市民ひとり1スポーツ」の実現に向けて、誰もが手軽に楽しめるニュースポーツの教室や大会を開催します。					
活動指標	教室開催回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	61回	56回	56回	56回	56回	56回
	大会開催回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
5回	5回	5回	5回	5回	5回	

こども・若者の居場所・活動の充実

現状と課題

- ・居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、すべての人にとって生きる上で不可欠な要素です。一方で、社会構造や経済構造の変化により、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっています。
- ・国では、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定し、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間なども含め、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進しています。
- ・子ども・若者実態調査によると、孤独を感じる人がいる人の割合は約5割となっています。すべてのこども・若者が、居場所を持つことができるよう、多様な居場所づくりへの取り組みが必要です。
- ・また、遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、豊かな人間性や自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤、こどもの成長の糧としての役割が期待されています。一方で、地域や生育環境によって体験活動の機会に格差が生じていることも課題となっています。
- ・本市においても、すべてのこどもが等しく様々な機会を得られるよう、家庭、地域、学校・園等における取り組みを推進する必要があります。

■孤独を感じる人がいるか（子ども・若者実態調査）



取り組み5

こども・若者の居場所づくり

こどもが安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、既存の事業や施設を活用し、身近な地域における多様な居場所づくりを推進します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		放課後児童クラブの運営	子育て応援課
2		つどいの広場の支援	子育て応援課
3		こども食堂の支援	子育て応援課
4		放課後子供教室	社会教育課
5		子ども会育成事業の展開	社会教育課
6		学校体育施設の地域開放	スポーツ振興課

重点事業

事業名	放課後児童クラブの運営		担当課	子育て応援課		
内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない市内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ります。					
活動指標	待機児童人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	37人	30人	23人	0人	0人	0人

事業名	放課後子供教室		担当課	社会教育課		
内容	心豊かでたくましいこどもを地域全体で育むため、放課後にこどもの安全・安心な活動拠点（居場所）として、様々な体験（スポーツ・文化活動等）の機会を計画・立案するコーディネーターや地域の団体、ボランティア、学校の協力を得て、放課後子供教室を開催します。					
活動指標	開催回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	22回	25回	25回	25回	25回	25回

取り組み6

遊びや体験活動の推進

すべてのこども・若者が遊びや体験活動ができるよう、豊かな自然や地域の人などとのふれあう教育プログラムの充実や、地域住民が主体となり、こどもの遊び場や交流機会の場を創出している地域活動に対する支援を行います。また、様々な芸術文化に親しむことができるよう環境整備を進めます。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		公民館や公民館類似施設を利用して行う地域の推進委員、支援会員等による地域独自の活動の支援	子育て応援課、社会教育課
2		芸術文化普及事業の開催（音楽会、演劇、講演会など）	文化振興課
3		サタデー・サマーオープンスクールの開催	学校教育課

重点事業

事業名	担当課												
公民館や公民館類似施設を利用して行う地域の推進委員、支援会員等による地域独自の活動の支援	子育て応援課、社会教育課												
内容	地域の公民館・公会堂等を使い、子育てを地域全体で支援、見守る雰囲気醸成するとともに、高齢者等とのふれあいなど、子育て家庭の育児の負担を軽減する事業を行う団体に補助金を交付します。（子育て応援課・つどいの広場事業） 地域の公民館等を利用し、六合子どもチャレンジクラブ推進協議会（地域の社会教育経験者、コミュニティ委員、各種団体等）を中心に、子育てを地域全体で支援、見守る雰囲気醸成するとともに、高齢者等とのふれあいなど、子育て家庭の育児の負担を軽減するため実施します。（社会教育課・六合チャレンジクラブ）												
活動指標	補助金交付団体数（子育て応援課・つどいの広場事業）												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値 (令和5年度)</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9団体</td> <td>9団体</td> <td>9団体</td> <td>9団体</td> <td>9団体</td> <td>9団体</td> </tr> </tbody> </table>	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体
現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度								
9団体	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体								
	開催回数（社会教育課・六合チャレンジクラブ）												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値 (令和5年度)</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50回</td> <td>50回</td> <td>50回</td> <td>50回</td> <td>50回</td> <td>50回</td> </tr> </tbody> </table>	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	50回	50回	50回	50回	50回	50回
現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度								
50回	50回	50回	50回	50回	50回								
	参加人数（社会教育課・六合チャレンジクラブ）												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値 (令和5年度)</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>937人</td> <td>940人</td> <td>940人</td> <td>940人</td> <td>940人</td> <td>940人</td> </tr> </tbody> </table>	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	937人	940人	940人	940人	940人	940人
現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度								
937人	940人	940人	940人	940人	940人								

事業名	芸術文化普及事業の開催（音楽会、演劇、講演会など）					担当課	文化振興課
内容	こども・若者が芸術文化に触れる機会を提供し、その鑑賞、参加、交流等を通して、市民文化の向上を図るとともに、こども・若者の自主性や創造性を育成します。						
活動指標	開催回数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	6回	5回	5回	5回	5回	5回	
	参加人数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
10,716人	10,000人	10,000人	10,000人	10,000人	10,000人		

取り組み7 多様な学習機会の提供

こども・若者が必要な情報や正しい知識を学び、それらに基づいて将来を自ら選択し、未来を切り開いていけるよう、様々な価値観にふれたり、視野を広げたりすることができる多様な学習機会の充実を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		姉妹都市・友好都市・交流都市との各種交流事業と事業への協力	文化振興課
2		博物館における「教育普及活動」の実施	博物館課
3		ICT機器活用の推進	学校教育課
4		外国語教育の充実	学校教育課
5		夢育・地育の推進	学校教育課
6		ICTを活用した授業やプログラミング教育の推進	学校教育課
7		家庭教育の充実	社会教育課
8		少年育成教室「しまだガンバ！」	社会教育課
9		中学生赤ちゃんふれあい体験講座	社会教育課
10		島田市青少年育成支援センター運営協議会表彰式	社会教育課
11		しまだはつくら寺子屋	社会教育課
12		青少年リーダーや青少年指導者の育成	社会教育課

重点事業

事業名	姉妹都市・友好都市・交流都市との各種交流事業と事業への協力		担当課	文化振興課		
内容	中学生及び高校生の外国語力の向上と国際感覚を養成するため、海外都市への派遣事業に参加する者に対し、補助金を交付します。					
活動指標	補助金交付件数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	14件	14件	14件	14件	14件	14件

事業名	少年育成教室「しまだガンバ！」		担当課	社会教育課		
内容	次世代を担う青少年が、心身ともに健やかでたくましく成長するよう、他校生徒との交流や異年齢児童との自然体験活動、野外活動、集団活動等を通して、感性と創造性のある青少年の健全育成を図ります。					
活動指標	開催回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	7回	7回	7回	7回	7回	7回
	参加児童数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	30人	36人	36人	36人	36人	36人

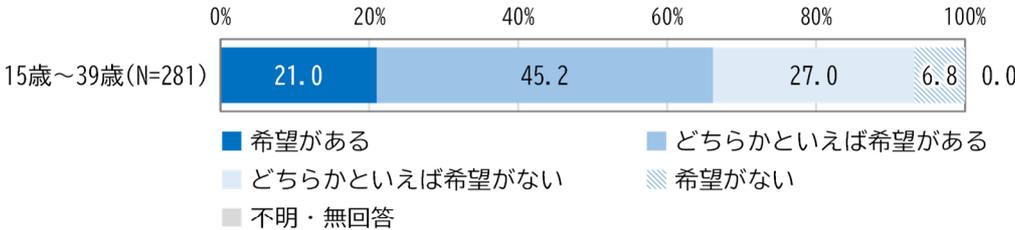
事業名	しまだはつくら寺子屋		担当課	社会教育課		
内容	家庭における学習習慣が身につけていない子どもが、主体的に学習に取り組む習慣を身につけることができるよう、地域の人材（教員OB・OG、大学生、地元住民、中学生等）の協力のもと、算数の学習支援を実施します。					
活動指標	開催回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	28回	26回	26回	26回	26回	26回
	参加児童数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	31人	71人	71人	71人	71人	71人

こども・若者が希望を持てる社会づくり

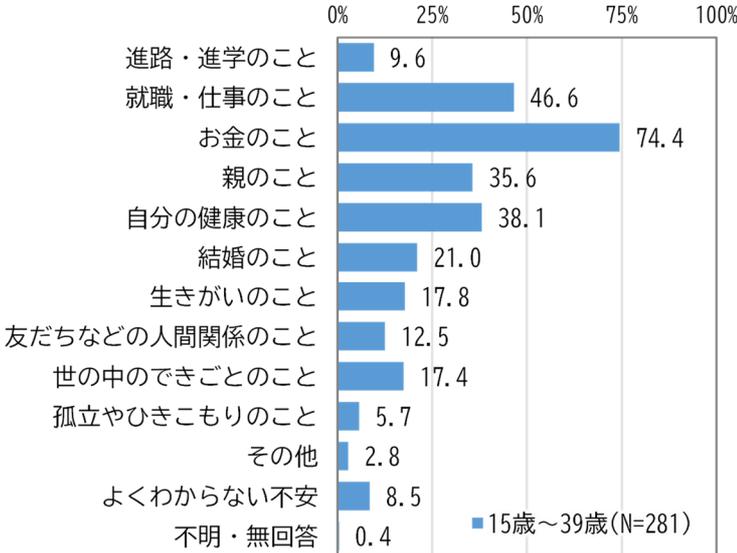
現状と課題

- 近年は技術の進歩や社会環境の変化が大きく、将来の予測が困難な時代となっています。このような中、こども・若者が性別にかかわらず、自らの生き方を考え、選択・決定できる力を身につけることが重要です。
- また、全国的に少子化が進行しており、令和5年の出生数は72万7,288人と過去最少となっています。本市においても出生数は減少し続けており、少子化に歯止めがかかっていない状況です。少子化の主な原因は未婚化、晩婚化であるといわれており、出会いの機会の減少や経済不安などが背景にあることが考えられています。
- 本市においても、出会いや結婚生活支援に関する事業を推進し、若者などが明るい未来を描けるよう支援を行っていますが、婚姻件数は年々減少傾向にあります。
- 子ども・若者実態調査によると、自分の将来に明るい希望を持っているこども・若者は約7割となっている一方で、約3割が希望がないと回答しており、お金のことや就職・仕事のことなどに不安を抱えているこども・若者の割合が高くなっています。
- こども・若者が将来に明るい希望を持てる社会づくりに向け、こども・若者の活躍を支援する環境づくりや教育、経済的支援などを進める必要があります。

■自分の将来に明るい希望をもっているか（子ども・若者実態調査）



■将来不安なこと（子ども・若者実態調査）



取り組み8

ジェンダー平等の理解と推進

こども・若者が、性別、年齢、国籍、就労形態などにかかわらず、誰もが多様性を認め、様々な可能性を広げていくことができるよう、ジェンダー平等の理解、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図ります。また、性的思考及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための啓発を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		LGBTなど多様な性のあり方への理解を深めるための情報発信	市民協働課
2		男女共同参画事例の紹介	市民協働課
3		多様性のあり方の理解促進	学校教育課

重点事業

事業名	多様性のあり方の理解促進					担当課	学校教育課
内容	異文化交流、歴史や道徳等の学習などの学校生活を通じて、性に対する正しい知識を身につけ、多様な価値観や性のあり方について理解促進を深めます。						
活動指標	実施校（市内小中学校）						
	現状値（令和5年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	23校	19校	19校	19校	19校	19校	

取り組み9

キャリア教育の推進

児童生徒が「職業」や「仕事」への理解を深め、自らのライフデザインを描けるよう、就業や社会生活などを体験する機会の創出やキャリア形成支援を推進します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		ジュニアエコノミーカレッジの後援	商工課
2		高校との連携による、生徒が働くことの意義や職業観を学ぶ機会の提供	産業支援センター「おびサポ」
3		職場体験、キャリア教育講話の促進	学校教育課
4		自立した大人になるための資質や適切な進路選択をする力を育むキャリア教育の充実	学校教育課

重点事業

事業名	職場体験、キャリア教育講話の促進		担当課	学校教育課		
内容	児童生徒が生きることの尊さ、主体的に進路を選択決定する意思や意欲を学ぶことができるよう、事業所等の職場で働いたり、職業や仕事の実際について体験したりする機会を提供します。また、働いている人を招く講座を実施します。					
活動指標	実施校数（中学校）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	6校	6校	6校	6校	6校	6校

取り組み 10 若者の就労に対する支援

若者が自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤の安定が確保され、将来に見通しを持つことができるよう、就労に関する情報提供や相談支援などを行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		トライアル雇用など雇用制度の周知と就労機会の拡大	地域福祉課、障害福祉課、商工課
2		ハローワーク島田お仕事相談室「ママハロ」の運営	商工課
3		U・I・Jターンの就労活動支援	商工課

重点事業

事業名	ハローワーク島田お仕事相談室「ママハロ」の運営		担当課	商工課		
内容	島田市役所1階に設置している女性向けの就職相談窓口において、子育て応援課及び保育支援課と連携し、仕事、子育て、保育所のことなどについて、ワンストップで相談に対応します。					
活動指標	相談件数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2,086件	1,800件	1,800件	1,800件	1,800件	1,800件

取り組み 11

結婚する人やこどもができた人への支援

結婚や子育てに対する価値観が多様化し、家族のあり方やかたちも変化・多様化する中で、結婚に伴う新生活のスタートアップや、安心してこどもを産み育てるための経済支援、情報提供などを行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		結婚新生活支援事業	子育て応援課
2		性に対する正しい知識の普及啓発	学校教育課
3		妊娠期の夫婦向け講座	社会教育課
4		初めて0歳児を持つ親の講座（BPプログラム）	社会教育課

重点事業

事業名	結婚新生活支援事業					担当課	子育て応援課
内容	婚姻に伴い新生活を開始するための経済的負担を軽減するため、住居費及び引っ越し費用の一部を助成します。						
活動指標	補助金交付件数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	15件	13件	13件	13件	13件	13件	

事業名	初めて0歳児を持つ親の講座（BPプログラム）					担当課	社会教育課
内容	0歳児を初めて育てている母親のための仲間づくり、親子の絆づくり、少し先を見通した育児の基礎知識の学習機会を提供します。						
活動指標	参加延べ人数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	452人	960人	960人	960人	960人	960人	



こども・若者が安全・安心に暮らせる環境づくり

現状と課題

- 学校は児童生徒が生活の多くの時間を過ごす場であり、様々な状況にある児童生徒が安心して過ごせる環境づくりが求められます。さらに、学童期・思春期は、こどもにとって身体も心も大きく成長し、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、質の高い公教育や成年年齢を迎える前に必要となる知識についての情報提供、教育などが求められます。
- インターネット、テレビ、ゲームなどが普及し、メディアへの接触も低年齢化が進む中、こどもの学習の仕方やコミュニケーションの取り方も変化しています。こうしたことから、こども・保護者の双方へ、各メディアを適切に利用していくための周知や啓発も必要です。

取り組み 12 安心できる学校づくり

児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教職員の人材確保・養成や地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、児童生徒への適切な指導を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		学校教育支援員研修会	学校教育課
2		生徒指導の充実	学校教育課
3		夢育・地育の推進	学校教育課
4		地域学校協働本部事業	社会教育課
5		学校ネットパトロール事業	社会教育課

重点事業

事業名	地域学校協働本部事業					担当課	社会教育課
内容	地域と学校が連携・協働しながら地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、「学校を核とした地域づくり」を目指した様々な活動を行います。地域学校協働活動推進員を各学校に配置し、地域住民等と学校との連絡調整を行うことで、授業補助や読み聞かせなど、地域ぐるみで子どもたちの学びや成長を支える活動を行います。各地域には、様々な資源や人材があることから、特に、ミドルシニア世代層等の人材の地域ボランティア活動を促進し、子どもへの学び、学校支援、地域活動を推進します。						
活動指標	地域ボランティア活動延べ人数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	3,510人	2,700人	2,700人	2,700人	2,700人	2,700人	

取り組み 13 安全・安心に暮らせる社会環境の整備

子ども・若者が事故やトラブルに巻き込まれることなく安全・安心に暮らすことができるよう、学校や地域と連携して交通安全や防災、情報リテラシーなどに関する教育や啓発を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		防災教育の推進、防災訓練の実施	危機管理課、学校教育課
2		防災訓練、災害図上訓練	危機管理課、学校教育課
3		ふじのくにジュニア防災士の認定講習会の実施	危機管理課、学校教育課
4		交通安全教育	生活安心課
5		段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	生活安心課、保育支援課、学校教育課
6		学校、地域、警察などが一体となった防犯教育の強化、安全・安心に関わる情報配信	生活安心課、学校教育課、社会教育課
7		小中学校における安全指導の充実	学校教育課
8		情報モラル教育（情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で、身につけておくべき考え方と態度）の推進	学校教育課
9		「子どもをまもる110番の家」の設置促進	学校教育課、社会教育課
10		インターネットやスマートフォンなどの安全・安心利用及び社会のルールやマナーの啓発活動や講習会などの開催	学校教育課、社会教育課
11		有害情報から子ども・若者を守るための青少年健全育成活動	社会教育課
12		青少年育成支援センターだよりの発行	社会教育課

No.	重点	事業名	担当課
13		しまだ大井川あいさつの風プロジェクトの実施	社会教育課
14		白ポスト（有害図書類回収）活動	社会教育課

重点事業

事業名	交通安全教育		担当課	生活安心課		
内容	<p>幼児、児童生徒に対して段階的かつ体系的な交通安全教育を推進していくため、関係機関や団体等と連携し協力を図りながら、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させます。また、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能及び知識を習得させます。</p>					
活動指標	開催回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	17回	13回	13回	13回	13回	13回

事業名	有害情報から子ども・若者を守るための青少年健全育成活動		担当課	社会教育課		
内容	<p>青少年の保護と育成に関係する各行政機関及び団体が連携し、青少年の育成活動・補導活動・相談活動を総合的かつ有機的に結びつけて推進する青少年育成支援センターによる青少年の健全育成を図ります。</p>					
活動指標	実施回数（街頭補導活動）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	63回	66回	66回	66回	66回	66回

困難を有する子ども・若者の自立に向けた支援

現状と課題

- ・児童虐待やヤングケアラー、障害、ニート、ひきこもりなど、子ども・若者を取り巻く問題は多岐にわたっており、様々な状況に置かれている子ども・若者の現状を把握し、当事者の声を聴きながら取り組みに反映させていくとともに、家庭、学校、園、児童福祉施設、企業、地域などの相互協力や分野横断的な支援が求められています。
- ・いじめ認知件数や不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、令和4年度では過去最多となっています。本市においても、いずれも増加傾向にあります。
- ・社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援の充実や、適切な支援に結びつくための情報提供・相談支援体制の強化が必要です。

取り組み 14 虐待の防止・早期発見

児童虐待を未然に防ぐため、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を図ります。また、早期発見・早期対応に向け、こども家庭センターや保育所等、学校など、民間団体を含めた地域のネットワークを強化するとともに、継続的な支援を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		要保護児童対策地域協議会	地域福祉課、障害福祉課、健康づくり課、子育て応援課、学校教育課、社会教育課
2		こども家庭センター	健康づくり課、子育て応援課
3		子育て支援教室の開催	健康づくり課
4		相談体制の充実と迅速な心のケアと対応	子育て応援課、学校教育課

重点事業

事業名	こども家庭センター	担当課	健康づくり課、子育て応援課			
内容	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能に加え、子育てコンシェルジュや育児サポーター、発達相談などにも対応した一体的な組織として合同ケース会議を実施することにより、子育てに困難を抱える家族に対して、切れ目なく漏れなく対応します。(令和6年度新規事業)					
活動指標	開催回数(合同ケース会議)					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	0回	12回	12回	12回	12回	12回

事業名	相談体制の充実と迅速な心のケアと対応	担当課	子育て応援課、学校教育課			
内容	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整(ケース会議)、その他の必要な支援を行います。 (子育て応援課) スクールソーシャルワーカーを配置し、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援します。 (学校教育課)					
活動指標	開催回数(子育て応援課・ケース会議)					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	45回	60回	60回	60回	60回	60回
活動指標	スクールソーシャルワーカーの配置人数(学校教育課)					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3人	4人	4人	4人	4人	5人

障害の有無にかかわらず、安心してともに暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害のある子ども・若者の支援体制の強化や保育所や学校などにおけるインクルージョンを推進します。

特に学校においては、教育センターと連携し、発達に課題を抱える児童生徒や不登校児童生徒とその保護者を対象とした教育相談、教室の開講などの充実を図ります。さらに、義務教育後の進学、進路などを考える機会を設ける事業を行うとともに、学校へ進学・就職後の状況の情報共有を行います。また、就労や文化芸術活動など社会参加を促進します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		要保護児童対策地域協議会	地域福祉課、障害福祉課、健康づくり課、子育て応援課、学校教育課、社会教育課
2		ケース会議の実施と適切な支援機関への橋渡し	障害福祉課、健康づくり課、子育て応援課、学校教育課、社会教育課
3		医療機関との連携強化	障害福祉課、健康づくり課、子育て応援課
4		地域住民への理解と認識を深めるための啓発活動（研修会開催や広報活動）の推進	障害福祉課、健康づくり課
5		医療的ケア児への支援体制の強化	障害福祉課、子育て応援課、保育支援課、学校教育課
6		発達障害児への就労支援、キャリア支援	障害福祉課、商工課
7		障害者雇用制度の周知と促進	障害福祉課、商工課
8		障害のある子ども・若者、その家族の意向や生活状況に配慮したきめ細やかな福祉サービスの提供	障害福祉課
9		児童発達支援事業	子育て応援課
10		発達支援コーディネーター、発達支援サポーターの養成	子育て応援課
11		精神保健福祉士、臨床発達心理士、言語聴覚士等の配置拡大	子育て応援課
12		障害児保育事業	保育支援課
13		スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置増員	学校教育課
14		特別支援教育指導室「たんぼぼ」、適応指導教室「チャレンジ教室」と学校との情報共有	学校教育課
15		障害のある子ども・若者の芸術文化活動など社会参加の促進	スポーツ振興課、文化振興課

重点事業

事業名	児童発達支援事業				担当課	子育て応援課
内容	発達に課題を持つこどもが日常生活における基本動作の習得や集団生活に適應することができるよう、そのこどもの身体及び精神の状況やその環境に応じて適切な指導や訓練を行います。					
活動指標	延べ利用児童人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	5,698人	5,600人	5,600人	5,600人	5,600人	5,600人

事業名	障害児保育事業				担当課	保育支援課
内容	発達支援保育の推進を図るため、発達支援保育を実施する民間保育所等に対し補助金を交付します。発達支援保育を実施する保育所等は、個別の支援計画を作成し、こどもの状況に応じた保育を行うため、発達支援保育事業のための保育士を配置します。					
活動指標	補助金交付申請園数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	15園	17園	17園	17園	17園	17園

取り組み 16

いじめ、不登校等に対する取り組みの推進

いじめを当事者同士だけではなく学校全体の問題としてとらえ、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応、学校・家庭・地域が協力した、いじめの未然防止対策等を推進します。また、不登校は、どの児童生徒にも起こりうるという認識に立ち、児童生徒が「心の居場所」を実感できるよう配慮しながら指導を行うとともに、専門家にいつでも相談できる環境の整備や、学習などの支援の充実を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		生徒指導主事・主任研修会の実施	学校教育課
2		いじめにつながる事案の認知力向上と迅速な心のケアと対応	学校教育課
3		「島田市いじめ問題対策連絡協議会」等の開催	学校教育課
4		不登校のこどもを持つ親の会「わかあゆの会」の連続開催	学校教育課
5		不登校児童生徒とその家族に対しての進路学習会の実施	学校教育課
6		適応指導教室と連携した不登校児童の受け入れと学習支援	学校教育課
7		多様な学びを保障する支援体制の強化	学校教育課

重点事業

事業名	「島田市いじめ問題対策連絡協議会」等の開催		担当課	学校教育課		
内容	事務局を島田市教育委員会に置き、いじめの防止等に関する機関及び団体の連絡調整や、いじめの防止等のための対策に関する情報の共有及び協議を行います。					
活動指標	開催回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2回	2回	2回	2回	2回	2回

事業名	適応指導教室と連携した不登校児童の受け入れと学習支援		担当課	学校教育課		
内容	不登校の解消を目指すため、市内不登校児童生徒等の学習指導や生活指導、不登校児童生徒等の保護者の相談などを支援する「チャレンジ教室」を開催し、入級を促します。					
活動指標	「チャレンジ教室」へ入級した児童生徒数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	32人	50人	55人	60人	65人	70人

取り組み 17 非行や立ち直りの支援

こども・若者の非行防止や、学校や警察など地域の関係機関・団体との連携による非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。また、社会全体として非行や犯罪に及んだこども・若者に対する理解を深め、育ちを見守る気運の向上を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		非行を犯してしまった少年の立ち直りを図るための関係機関等と連携した適切な処遇の推進	学校教育課
2		青少年育成支援センター活動の充実	社会教育課
3		青少年の健やかな育成・非行防止についての啓発活動の展開	社会教育課、地域福祉課

重点事業

事業名	非行を犯してしまった少年の立ち直りを図るための関係機関等と連携した適切な処遇の推進		担当課	学校教育課		
内容	教員と児童生徒との信頼関係を醸成する中で、個々の状況に寄り添った生徒指導の充実を図り、小中連携による生徒指導体制強化のための生徒指導主事・主任研修会を実施します。					
活動指標	研修会の開催回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2回	2回	2回	2回	2回	2回

取り組み 18 相談支援体制の充実

不安や悩みを抱えるこども・若者やその家族を適切な支援やサポートにつなげることができるよう、相談支援体制の充実や周知を図ります。また、相談員などの確保・育成を進めます。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		相談窓口の周知と相談員の適正配置	地域福祉課、障害福祉課、健康づくり課、子育て応援課、社会教育課
2		各種相談窓口の相互連携強化	地域福祉課、子育て応援課、社会教育課

No.	重点	事業名	担当課
3		相談員のアセスメント能力を高めるための研修会	障害福祉課、子育て応援課、社会教育課
4		LINE 相談窓口の普及	社会教育課

重点事業

事業名	相談窓口の周知と相談員の適正配置	担当課	地域福祉課、障害福祉課、健康づくり課、子育て応援課、社会教育課			
内容	<p>生活困窮者自立支援法の成立により、新たなセーフティネットを創設し、生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業を実施します。(地域福祉課・生活困窮者自立支援事業)</p> <p>地域生活を送るための支援を必要とする障害のある人・子ども及びその家族を対象として、一般的な相談並びに専門的な相談支援、関係機関との連絡調整等の事業内容について相談支援業務を委託し実施します。(障害福祉課・障害児者相談支援事業)</p> <p>すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能に加え、子育てコンシェルジュや育児サポーター、発達相談などにも対応した一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、子育てに困難を抱える家族に対して、切れ目なく漏れなく対応するため、子ども家庭センター内に相談員を配置します。(健康づくり課、子育て応援課・子ども家庭センター)</p> <p>青少年の保護と育成に関係ある各行政機関及び団体が連携し、青少年の育成活動・補導活動・相談活動を総合的かつ有機的に結びつけて推進する青少年育成支援センターによる青少年相談を推進します。(社会教育課・青少年相談)</p>					
	相談員配置人数 (地域福祉課・生活困窮者自立支援事業)					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
4人	4人	4人	4人	4人	4人	
活動 指標	相談員配置人数 (障害福祉課・障害児者相談支援事業)					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3人	3人	3人	3人	3人	3人
	相談員配置人数 (健康づくり課、子育て応援課・子ども家庭センター)					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	21人	22人	22人	22人	22人	22人
	相談員配置人数 (社会教育課・青少年相談)					
現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1人	1人	1人	1人	2人	2人	

ヤングケアラーや外国にルーツを持つ子ども、ひきこもりなど特に配慮や支援が必要な子ども・若者について、地域全体で理解を深めるとともに、適切な支援を行うための体制の強化やアウトリーチなどを通じた継続的な支援を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		関係機関との情報共有、必要な支援体制の検討など困難を抱える家族に対する支援	地域福祉課、障害福祉課、健康づくり課、子育て応援課、学校教育課、社会教育課
2		困難さの理解や対応を学ぶための講演会や学習会の開催	障害福祉課、健康づくり課
3		自殺予防対策の推進	社会教育課
4		青少年相談窓口の周知、悩みへの十分な傾聴、医療機関など適切な専門機関へのつなぎ	社会教育課
5		専門相談員を配属した相談窓口の充実とアウトリーチ	社会教育課
6		外国人児童生徒や帰国児童生徒に対する学びやすい環境づくりの推進	学校教育課

重点事業

事業名	関係機関との情報共有、必要な支援体制の検討など困難を抱える家族に対する支援		担当課	地域福祉課、障害福祉課、健康づくり課、子育て応援課、学校教育課、社会教育課		
内容	<p>虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。(地域福祉課、障害福祉課、健康づくり課、子育て応援課、学校教育課、社会教育課・要保護児童対策地域協議会)</p> <p>社会生活を円滑に営む上で困難を有することも・若者に対する支援について、子ども・若者支援地域協議会で情報共有を図るとともに、困難を抱える家族に対する支援を強化し、関係機関等が行う支援との連携の可能性を模索するほか、さらに効果的かつ円滑な支援を目指します。(社会教育課・困難を有する子ども・若者に関する実務者会議)</p> <p>教員と児童生徒との信頼関係を醸成する中で、児童生徒に寄り添った生徒指導の充実を図るため、生徒指導主事・主任研修会の実施や、関係機関との連携・連絡調整のための特別支援教育研修会を実施します。(学校教育課・生徒指導担当、特別支援担当合同研修会等)</p>					
活動指標	開催回数(地域福祉課、障害福祉課、健康づくり課、子育て応援課、学校教育課、社会教育課・要保護児童対策地域協議会)					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	17回	17回	17回	17回	17回	17回
	開催回数(社会教育課・困難を有する子ども・若者に関する実務者会議)					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3回	3回	3回	3回	3回	3回
活動指標	開催回数(学校教育課・生徒指導担当、特別支援担当合同研修会等)					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1回	1回	1回	1回	1回	1回
事業名	青少年相談窓口の周知、悩みへの十分な傾聴、医療機関など適切な専門機関へのつなぎ		担当課	社会教育課		
内容	<p>青少年の保護と育成に関係ある各行政機関及び団体が連携し、青少年の育成活動・補導活動・相談活動を総合的かつ有機的に結びつけて推進する青少年育成支援センターによる青少年相談を推進するため、支援機関マップを作成するとともに、WEBサイトやLINE等を活用して広く周知を図ります。</p>					
活動指標	支援機関マップの作成及び周知紹介回数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	0回	6回	6回	6回	6回	10回

第6章

こどもの貧困対策に関する取り組み (第2期島田市こどもの貧困対策推進計画)

施策体系

施策	取り組み
<p style="text-align: center;">I 教育機会の充実</p>	1 連携による教育支援の推進
	2 学校・地域における学習支援や多様な体験活動の機会の充実
	3 教育費負担の軽減
<p style="text-align: center;">II 生活の安定に 資するための支援の充実</p>	4 こどもの居場所づくりの推進
	5 保護者の就労支援
	6 経済的な支援の充実
<p style="text-align: center;">III 支援につながる 仕組みづくり</p>	7 こどもの貧困に対する理解の促進
	8 支援・サービスに関する情報提供と相談支援の充実
	9 関係機関等との協働・連携体制の充実

こどもの相対的貧困率について

こどもの相対的貧困率は、厚生労働省「国民生活基礎調査」の結果から OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき昭和 60 年から 3 年ごとに算出されており、国際比較などの指標として用いられています。

生活実態調査結果に基づく、本市におけるこどもの相対的貧困率は 6.7%^{※1}となっています。また、ひとり親世帯のこどもの相対的貧困率は、22.3%となっています。

■全国のこどもの相対的貧困率（令和3年）（参考）

項目	数値	備考
貧困線	127 万円	等価可処分所得 ^{※2} の中央値の半分（熊本県を除く）
こどもの相対的貧困率	11.5%	17 歳以下の貧困線に満たないこどもの割合（熊本県を除く）
こどもがいる現役世帯の大人が1人の相対的貧困率	44.5%	世帯主が 18 歳以上 65 歳未満でこどもがいる世帯のうち「大人が1人」

■生活実態調査結果に基づくこどもの相対的貧困率を算出するための世帯の該当条件

- ・世帯の家族の人数（こどもから見た続柄）を回答している
- ・世帯員のうち、こどもの人数が世帯の家族の人数を超えていない
- ・所得の合計金額を回答している

■本市のこどもの相対的貧困率

項目	数値	備考
該当世帯数	1,031 世帯	該当条件に合致する世帯
該当世帯員の総人数	4,830 人	該当世帯の世帯員の人数
こどもの人数	1,841 人	該当世帯のこどもの人数
等価可処分所得の中央値	255.16 万円	該当世帯を所得順に並べ、半分（中央）に位置する世帯の所得額
貧困線	127.58 万円	等価可処分所得の中央値の半分
貧困線以下のこどもの人数	123 人	貧困線以下の所得額の世帯におけるこどもの人数
こどもの相対的貧困率	6.7%	こどもの人数に対する貧困線以下のこどもの割合

■ひとり親世帯のこどもの相対的貧困率

項目	数値	備考
ひとり親世帯の該当世帯数	123 世帯	該当条件に合致するひとり親世帯
貧困線	127.58 万円	貧困線はこどもの相対的貧困率の貧困線と同じ
ひとり親世帯のこどもの人数	211 人	ひとり親の該当世帯のこどもの人数
貧困線以下のひとり親世帯のこどもの人数	47 人	貧困線以下の所得額のひとり親世帯のこどもの人数
ひとり親世帯のこどもの相対的貧困率	22.3%	ひとり親世帯のこどもの人数に対する貧困線以下のひとり親世帯のこどもの割合

※1 生活実態調査結果に基づくこどもの相対的貧困率及びひとり親世帯のこどもの相対的貧困率は、厚生労働省「国民生活基礎調査」の設問内容及び選択肢が完全一致しない、かつ特定の対象者への調査としていることから、国が示すこどもの相対的貧困率と比較することはできないことを留意する必要がある。

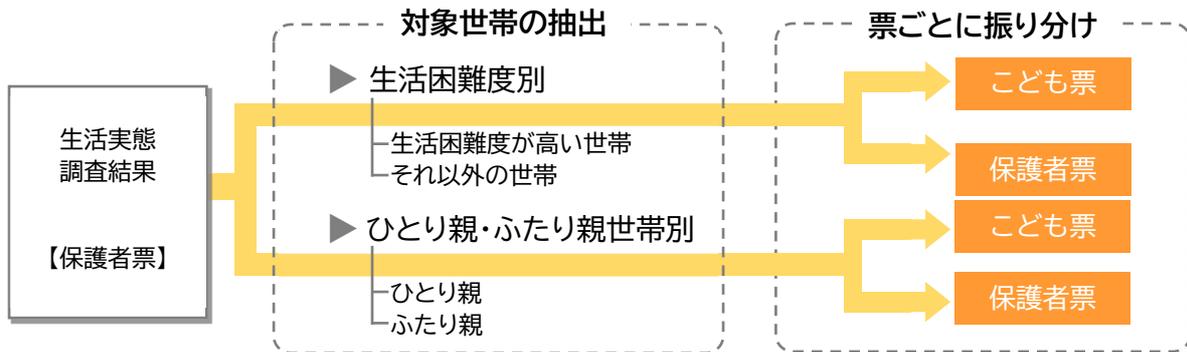
※2 世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割って調整した所得。所得のないこども等も含め、すべての世帯員に割り当てられる。

『生活困難度別』、『ひとり親・ふたり親世帯別』の抽出

生活実態調査の結果から、本市の世帯の現状をより具体的に把握するために、保護者の回答結果を『生活困難度別』、『ひとり親・ふたり親世帯別』の2種類の対象世帯で抽出しました。

その抽出結果を基に、『生活困難度別』では「生活困難度が高い世帯」と「それ以外の世帯」とし、『ひとり親・ふたり親世帯別』では「ひとり親」と「ふたり親」としています。

また、「保護者票」で抽出した対象世帯に属するこどもの回答結果も、同様に抽出を行っています。

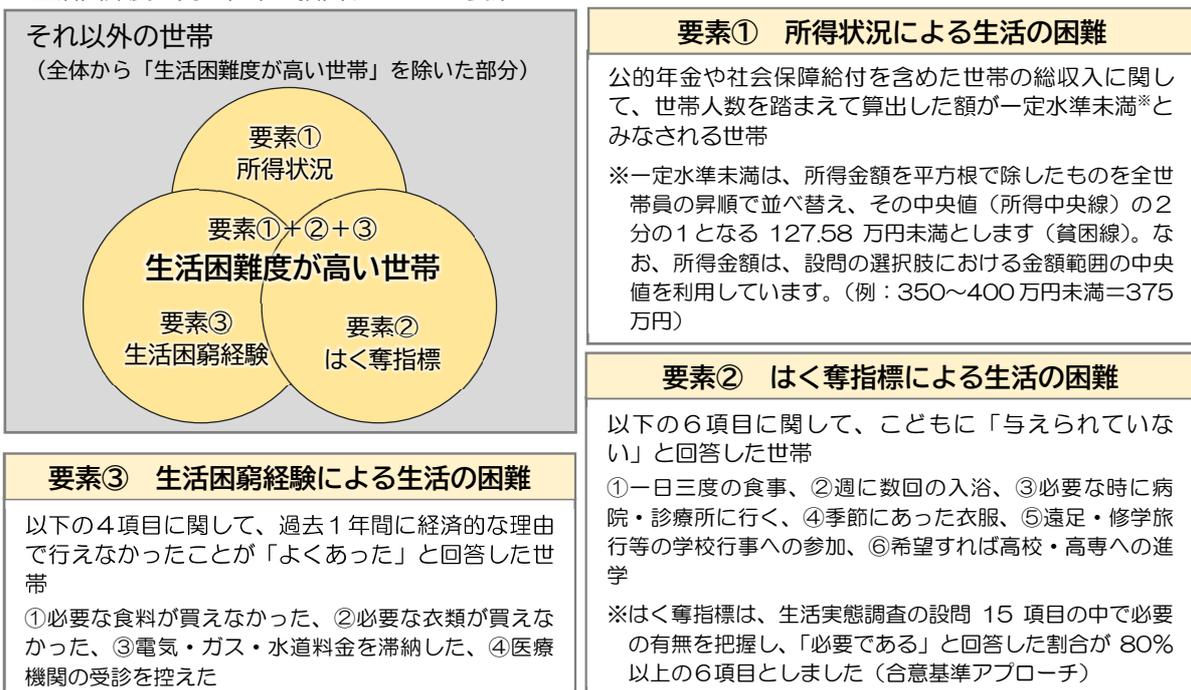


【生活困難度別】

『生活困難度』とは、年間の所得の状況以外に、生活が困難な状況に陥る可能性のある“複数の要素”を含めて判断する度合いのことです。

複数の要素を把握するための設問は、保護者票のみに設け、「衣・食・住」という基本的な生活の場面での、経済的な理由が原因で生じる課題に着目した「生活困窮経験による生活の困難」と、こどもに関する出費や外出・体験などの必要な機会が限られてしまうことに着目した「はく奪指標による生活の困難」としています。これに「所得状況による生活の困難」を加えた基準を用いて、「生活困難度別」に対象世帯を抽出しました。

■生活困難度が高い世帯を抽出するための要素



■「生活困難度別」の抽出結果

項目	数値	割合
生活困難度が高い世帯	118 世帯	8.1%
それ以外の世帯	913 世帯	62.8%
判定不可 (困難度抽出に必要な設問への回答がそろっていない世帯)	423 世帯	29.1%
合計	1,454 世帯	100.0%

【ひとり親・ふたり親世帯別】

『ひとり親・ふたり親世帯別』とは、生活実態調査の保護者票の設問5「あなたの世帯は、どの続柄の方といっしょに暮らしていますか。お子さまからみた続柄でお答えください。(複数回答)」の回答に対して、「父親」もしくは「母親」のどちらか一方を回答した世帯を「ひとり親世帯」とし、「父親」と「母親」の両方を回答した世帯を「ふたり親世帯」として、それぞれの対象世帯を抽出、分類したものです。

■「ひとり親世帯・ふたり親世帯別」の抽出結果

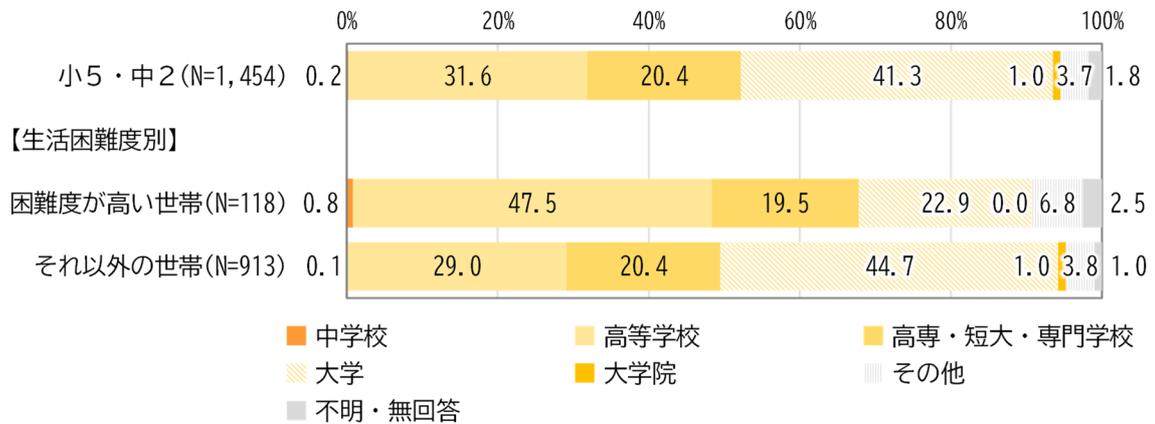
項目	数値	割合
ひとり親世帯	188 世帯	12.9%
ふたり親世帯	1180 世帯	81.2%
それ以外の世帯	15 世帯	1.0%
不明・無回答	71 世帯	4.9%
合計	1,454 世帯	100.0%

教育機会の充実

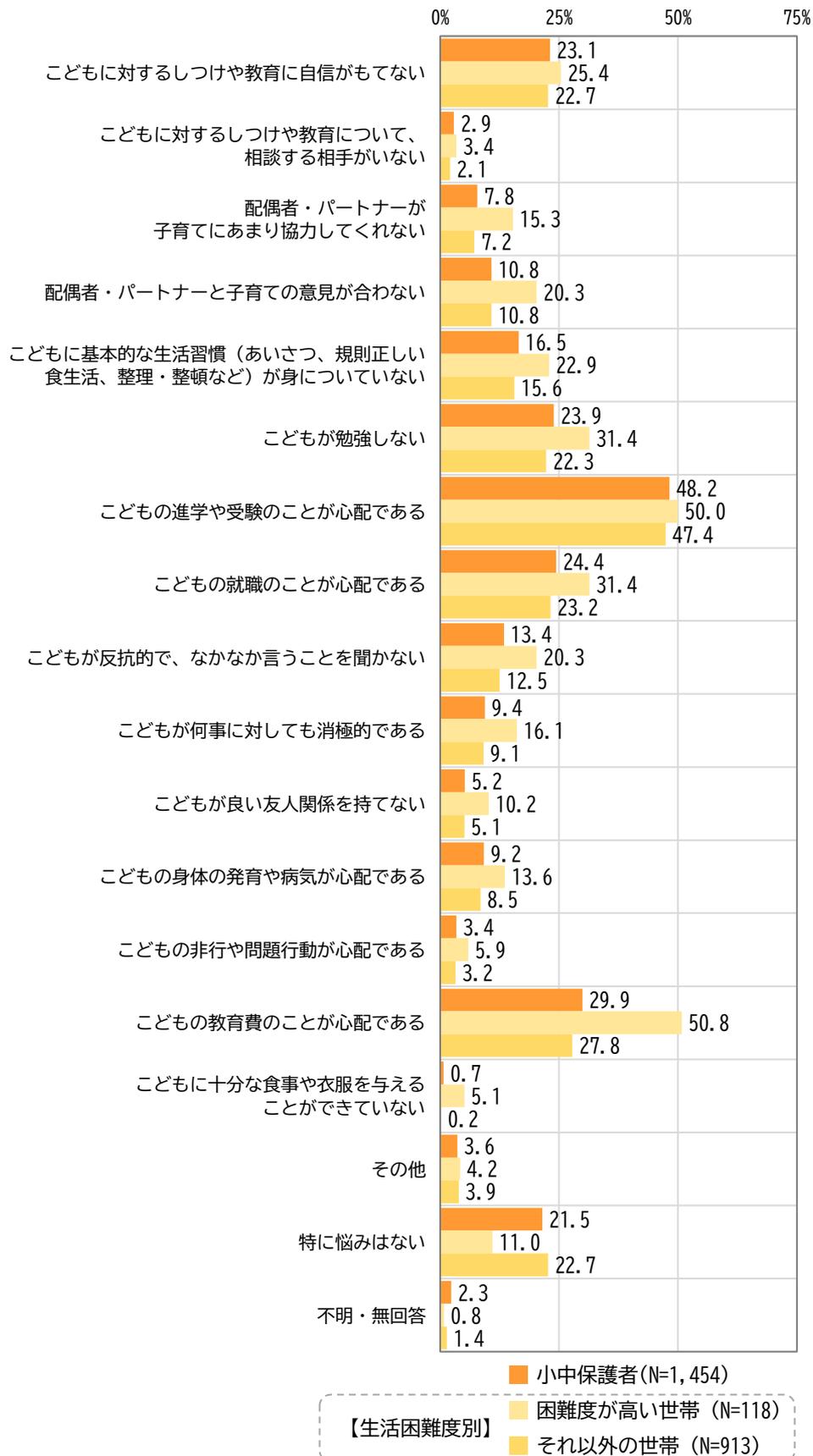
現状と課題

- 保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。
- 生活実態調査によると、自分のこどもの進路の希望について、困難度が高い世帯では高等学校まで、それ以外の世帯では大学までを希望している人の割合が高くなっています。また、こどものことについての悩みや不安について、生活困難度が高い世帯では教育費の心配が最も高くなっています。
- こどもの習い事について、それ以外の世帯では特にしていないと回答した割合が1割未満であるのに対して、生活困難度が高い世帯では約4割となっています。
- すべてのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるように支援や機会の充実を図る必要があります。

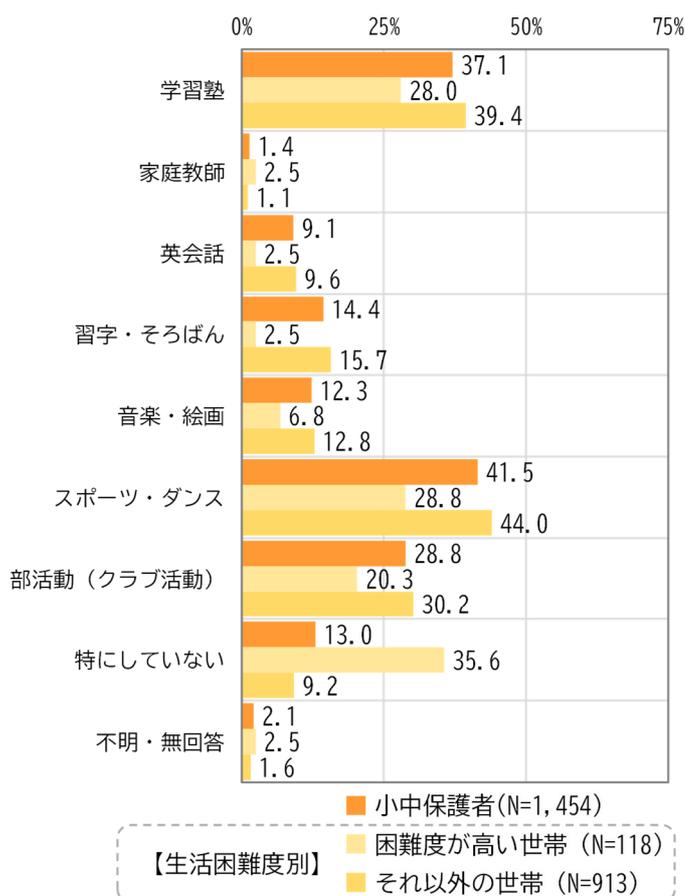
■自分のこどもの進路の希望（生活実態調査）



■ こどものことについての悩みや不安（生活実態調査）



■習い事などの状況（生活実態調査）



取り組み1

連携による教育支援の推進

学校を窓口として、生活困難度が高い世帯の子どもなどを早期の段階で発見し、生活支援や福祉制度につなげることができるよう、児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ります。また、子どもとその家族に対して寄り添った支援を行うため、スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラー、教育相談員、教育支援員などと連携した支援を実施します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1	👤	スクールソーシャルワーカーの活用	学校教育課
2		教育相談員等の配置	学校教育課
3		スクールカウンセラーの活用	学校教育課
4		学校教育支援員の配置	学校教育課
5		不登校の子どもへの支援	学校教育課
6		青少年相談窓口の設置	社会教育課

重点事業

事業名	スクールソーシャルワーカーの活用		担当課	学校教育課		
内容	問題を抱える児童生徒を取り巻く環境への働きかけや、関係機関等との連携・調整を行います。					
活動指標	スクールソーシャルワーカーの配置人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3人	4人	4人	4人	4人	5人

取り組み2

学校・地域における学習支援や多様な体験活動の機会の充実

学校や地域、多様な施設や機関が協働して、すべてのこども・若者の様々な体験や学習の機会を確保します。また、スポーツや文化芸術などの知識や感性を高めるための機会を創出します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		子どもの学習・生活支援事業（しまだっ子）	地域福祉課
2		通級指導教室（いずみの教室、ことばの教室）	学校教育課
3		夢育・地育の推進	学校教育課
4		豊かな自然の中での体験活動の提供	学校教育課
5		スポーツや文化芸術を通じた豊かなこどもの育成	学校教育課
6		少年育成教室「しまだガンバ！」	社会教育課
7		こどもへのスポーツの普及・推進	スポーツ振興課

重点事業

事業名	夢育・地育の推進		担当課	学校教育課		
内容	こどもたちの夢を育むための教育活動や、地域愛を育む教育活動を推進します。					
活動指標	将来の夢や目標をもっている割合（小学校）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	87.4%	88%	88%	89%	89%	90%
	将来の夢や目標をもっている割合（中学校）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
69.3%	70%	70%	71%	71%	72%	

取り組み3

教育費負担の軽減

すべてのこどもが夢や希望を持ち、挑戦できるよう、教育の機会均等を保証するため、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		生活保護教育扶助	地域福祉課
2		生活保護生業扶助	地域福祉課
3		母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	子育て応援課
4		要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	教育総務課

重点事業

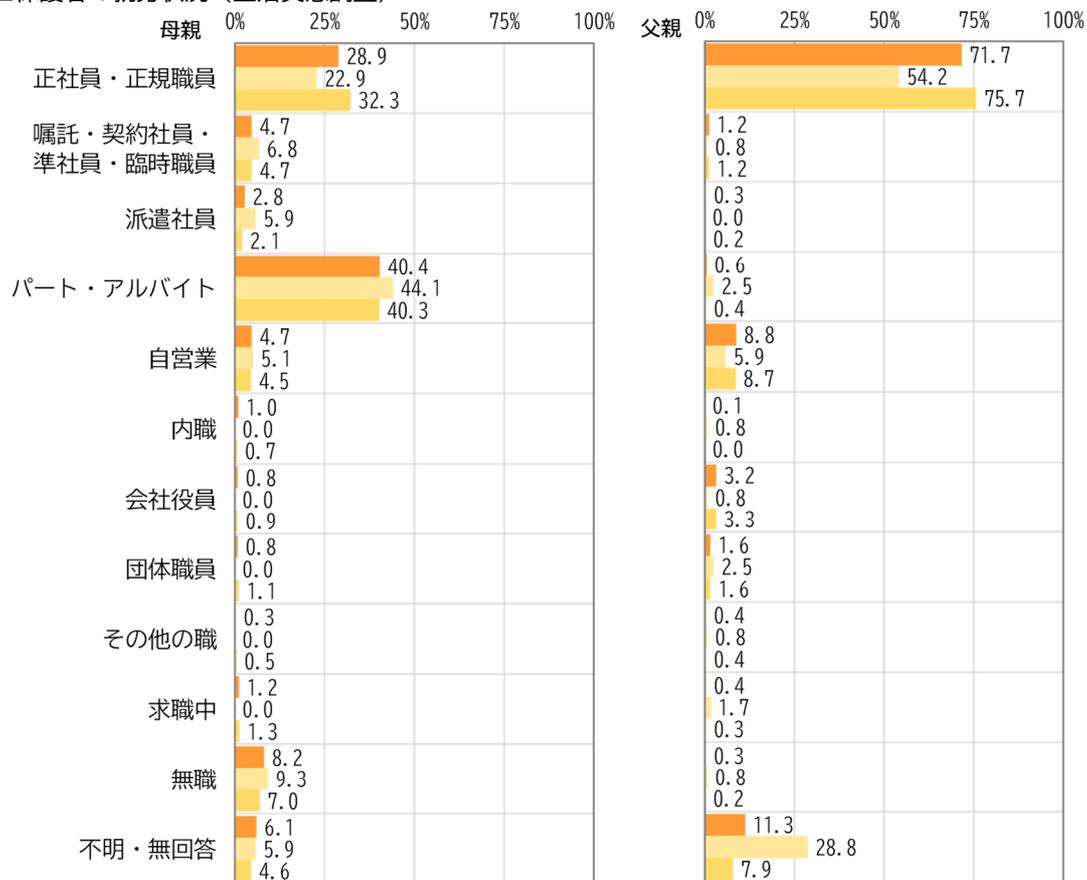
事業名	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費					担当課	教育総務課
内容	経済的な理由により就学困難な児童生徒に対して、学用品費、予備医療費、学校給食費等必要な援助を行います。						
活動指標	掲載回数（チラシの配布、ホームページ・広報紙）						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	7回	10回	10回	10回	10回	10回	

生活の安定に資するための支援の充実

現状と課題

- こどもが健やかに成長するためには、幼児期からの安定した良好な環境が必要です。家庭の経済状況は、こどもの心身の成長に大きな影響を与えるため、保護者の安定した就労は、こどもにとっても重要な要素です。
- また、貧困の状況にあるこども・若者、子育て当事者が社会的孤立に陥ることがないように、安心して過ごせる居場所をつくる必要があります。
- 生活実態調査によると、保護者の就労状況について、父親・母親ともに生活困難度が高い世帯はそれ以外の世帯と比較して正社員・正規職員の割合が低くなっています。
- こどもに関すること以外での心配や悩み事について、それ以外の世帯では特に悩みはないと回答した人の割合が最も高くなっているのに対し、生活困難度が高い世帯では収入・家計・借金等が最も高くなっています。
- こどもが安心して成長できるよう、居場所づくりや保護者の就労支援、経済的支援など、生活の安定に資するための支援を充実し、多面的に実施していく必要があります。

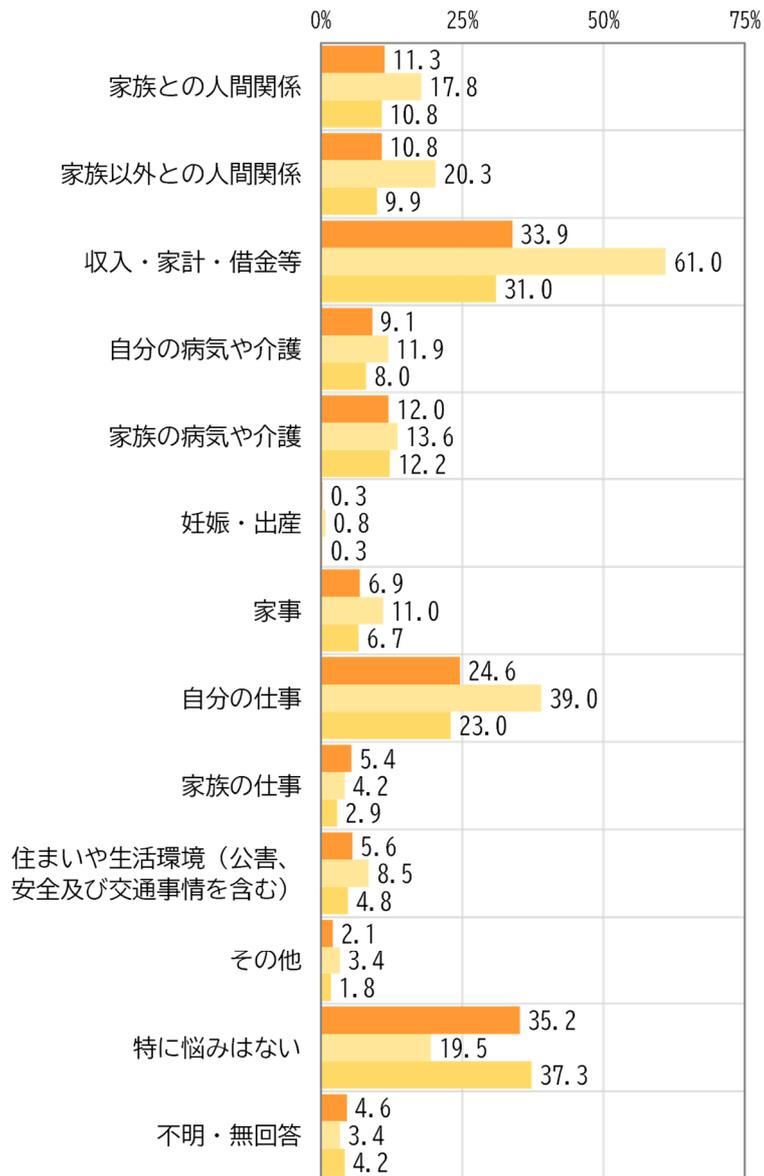
■保護者の就労状況（生活実態調査）



【生活困難度別】

■ 小中保護者 (N=1,454) ■ 困難度が高い世帯 (N=118) ■ それ以外の世帯 (N=913)

■こどものこと以外での悩み（生活実態調査）



■ 小中保護者 (N=1,454)
■ 困難度が高い世帯 (N=118)
■ それ以外の世帯 (N=913)

取り組み4

こどもの居場所づくりの推進

生活困難度が高い世帯やひとり親世帯のこどもをはじめ、すべてのこどもに対して、学校や家庭以外の居場所づくりを促進し、学習支援なども含めて状況に応じた個別の支援を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		放課後児童クラブの運営	子育て応援課
2		こども食堂の支援	子育て応援課
3		放課後子供教室	社会教育課

重点事業

事業名	放課後児童クラブの運営		担当課	子育て応援課		
内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない市内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。					
活動指標	待機児童人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	37人	30人	23人	0人	0人	0人

取り組み5

保護者の就労支援

貧困の連鎖を断ち切るため、生活困難度が高い子育て世帯の保護者に対し、短期・有期ではない定職、所得の増大につながる就労支援を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		生活保護受給者への就労支援員による就労支援	地域福祉課
2		生活保護受給者への就労活動促進費の支給	地域福祉課
3		生活保護生業扶助（技能習得費）（就職支度金）	地域福祉課
4		生活困窮者自立相談支援事業対象者への就労支援	地域福祉課
5		生活保護受給者等就労自立促進事業	地域福祉課、子育て応援課
6		高等職業訓練促進給付金等事業	子育て応援課
7		自立支援教育訓練給付金事業	子育て応援課
8		ハローワーク島田お仕事相談室「ママハロ」の運営	商工課

重点事業

事業名	自立支援教育訓練給付金事業					担当課	子育て応援課
内容	母子家庭の母親または父子家庭の父親の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ります。						
活動指標	申請者数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	0人	3人	3人	3人	3人	3人	

取り組み6

経済的な支援の充実

各種手当の支給や助成制度などにより、生活困難度が高い世帯やひとり親世帯の経済的な負担の軽減を図ります。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		自立相談支援事業	地域福祉課
2		家計改善支援事業	地域福祉課
3		住居確保給付金の支給	地域福祉課
4		児童手当支給	子育て応援課
5		児童扶養手当支給	子育て応援課
6		こども医療費助成	子育て応援課
7		母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	子育て応援課
8		母子家庭等医療費助成	子育て応援課
9		多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	保育支援課

重点事業

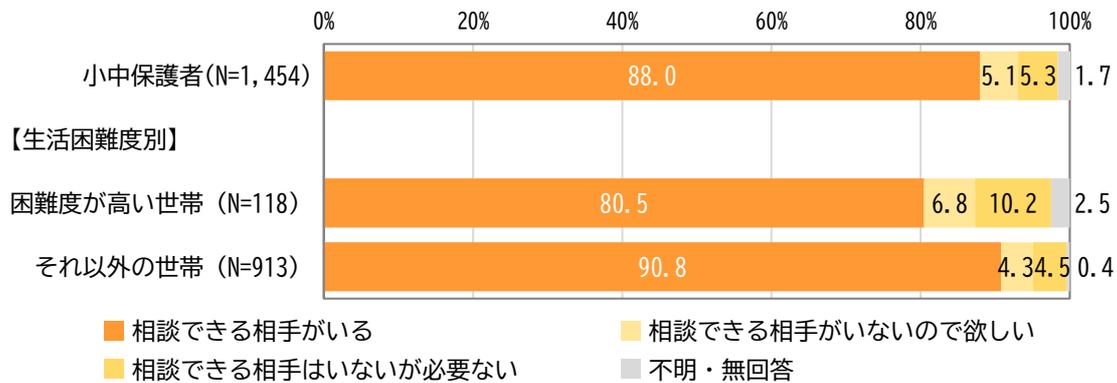
事業名	児童扶養手当支給					担当課	子育て応援課
内容	母子家庭や父子家庭の児童の健全な育成を図るため、所得水準に応じて生活に必要な手当を支給します。						
活動指標	対象児童への支給率						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	99%	100%	100%	100%	100%	100%	

支援につながる仕組みづくり

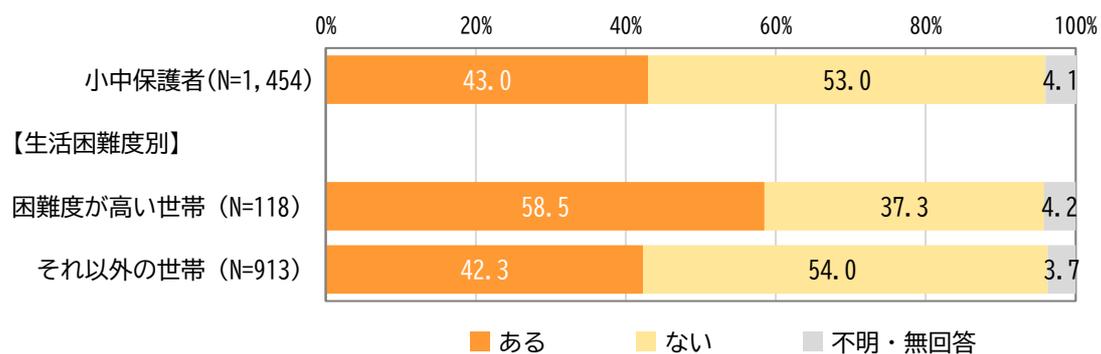
現状と課題

- こどもが抱えている貧困の状況は多様で見えにくいことから、貧困の状態にある家庭やこどもへ必要な支援を届けるためには、社会全体で取り組む必要があります。
- 生活実態調査によると、生活困難度が高い世帯はそれ以外の世帯と比較して心おきなく相談できる相手がいる人の割合が低くなっています。また、約6割が現在必要な支援があると回答しています。一方で、各種支援やサービスについての認知度は十分ではありません。
- 身近な地域において見守り、気づき、支える機運づくりとともに、情報提供やアウトリーチ型の支援の強化、関係機関における連携の促進などを図る必要があります。

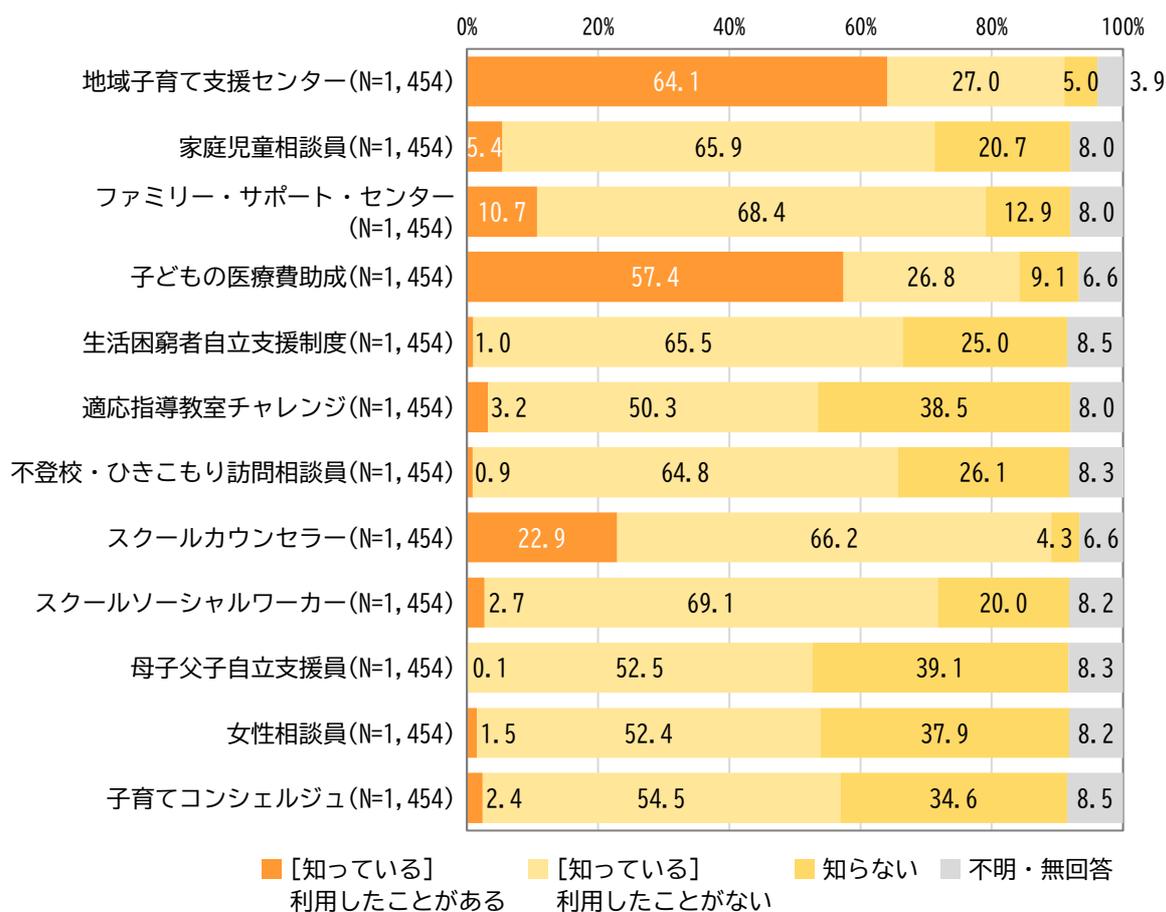
■心おきなく相談できる人の有無（生活実態調査）



■必要な支援の有無（生活実態調査）



■各種支援・サービスの認知度（生活実態調査）



取り組み7

こどもの貧困に対する理解の促進

こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるという認識のもと、生活困難度が高い世帯やひとり親世帯などについて、市民の知識や理解を深めるための情報発信や周知啓発を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		関係機関や市職員等への理解促進	子育て応援課
2		各種機関における相談体制の強化	子育て応援課
3		支援情報の周知徹底	子育て応援課

重点事業

事業名	関係機関や市職員等への理解促進		担当課	子育て応援課		
内容	関係機関や市職員等を対象とした啓発用パンフレットの配布や研修会等を開催し、こどもの貧困に対する理解の促進を図ります。					
活動指標	開催回数（研修会）					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	8回	8回	8回	8回	8回	8回

取り組み8

支援・サービスに関する情報提供と相談支援の充実

生活困難度が高い世帯やひとり親世帯に向けて、市における幅広い支援や制度を的確に周知し、支援を必要としている世帯が適切な支援やサービスを利用できる体制を整備します。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		障害児相談支援事業	障害福祉課、子育て応援課
2		こども家庭センター「てくてく」	健康づくり課
3		母子健康手帳交付・妊婦健康相談	健康づくり課
4		保健師等による相談、家庭訪問	健康づくり課
5		こどもの年齢に応じた相談支援	健康づくり課
6		地域子育て支援センターの運営	子育て応援課
7		ひとり親家庭子育て支援助成金	子育て応援課
8		ひとり親家庭養育費確保支援助成金	子育て応援課
9		こども食堂の支援	子育て応援課
10		相談員による母子・父子自立支援	子育て応援課
11		初めて0歳児を持つ親の講座（BPプログラム）	社会教育課
12		子育て広場「ぐう・ちょき・ばあ」の開催	社会教育課

重点事業

事業名	地域子育て支援センターの運営		担当課	子育て応援課		
内容	就園前のこどもがいる保護者がゆとりをもって、楽しく子育てができるように応援する施設です。こどもの健やかな成長と保護者が安心して子育てができるよう地域子育て支援センターを設置し、親子が自由に活動できる場や子育てに関する相談、情報の提供などの活動を行います。					
活動指標	利用人数					
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	26,616人	34,001人	34,166人	34,661人	34,084人	33,506人

取り組み9

関係機関等との協働・連携体制の充実

妊娠・出産期からあらゆる機会を捉え、関係機関などが相互に協働・連携して生活が困難な状況にあるこどもや家庭へ切れ目のない細やかな支援を行います。

主な事業

No.	重点	事業名	担当課
1		女性相談事業	市民協働課
2		民生委員・児童委員（主任児童委員）との連携	地域福祉課
3		各種機関における相談体制の強化	地域福祉課、障害福祉課、健康づくり課、子育て応援課、学校教育課、社会教育課
4		養育支援訪問事業	子育て応援課
5		親子学習会（つくしんぼ）の実施	子育て応援課
6		一時託児事業	子育て応援課
7		ファミリー・サポート・センター事業	子育て応援課
8		DV など女性の相談窓口	子育て応援課
9		子育てコンシェルジュ	子育て応援課
10		地域子育て支援センターの運営	子育て応援課
11		通常保育事業	保育支援課
12		時間外保育事業	保育支援課
13		障害児保育事業	保育支援課
14		一時預かり事業	保育支援課
15		病児・病後児保育事業	保育支援課
16		地域と学校との連携強化	学校教育課

No.	重点	事業名	担当課
17		夢育・地育の推進	学校教育課
18		子ども・若者支援地域協議会事業	社会教育課
19		しまだはつくら寺子屋	社会教育課
20		放課後子供教室	社会教育課
21		体験寺子屋事業	社会教育課
22		地域の読み聞かせ活動の促進	社会教育課
23		地域学校協働本部事業	社会教育課

重点事業

事業名	各種機関における相談体制の強化					担当課	地域福祉課、障害福祉課、健康づくり課、子育て応援課、学校教育課、社会教育課
内容	虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童等及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。(要保護児童対策地域協議会)						
活動指標	開催回数						
	現状値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	17回	17回	17回	17回	17回	17回	

第7章

こども・子育て支援に関する取り組み (第3期島田市子ども・子育て支援事業計画)

1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって

(1) 量の見込みと確保の内容の設定

国の方針では、こども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとともに、その提供体制についての確保の内容及び実施時期等を定めることとされています。

本市においても、令和6年2月に実施したニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定し、今後5年間の施設整備、事業の方向性などを踏まえ、確保の内容を設定しています。

(2) 教育・保育事業の提供区域の設定

国は、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者やこどもが容易に移動することができる区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

本市においては、教育・保育内容や通勤の利便性を考慮し、居住している区域にとらわれず広域的に施設を選択している保護者が多いことを踏まえ、引き続き、市全体を1つの区域として設定します。なお、地理的な条件により、定員数を変更した場合は、市全体での確保の内容が変動する可能性があります。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

① 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の経済的負担の軽減や利便性、過誤請求・支払の防止等や事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

② 県との連携

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について県との連携を図ります。また、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立入り調査や是正指導等が必要となった場合には県に協力を要請し、適切な対応を行います。

(4) 児童人口の推計

子育て支援事業の利用希望者を把握するために、こどもの人口推計を行いました。0歳から11歳までのこどもの人口推計結果をみると、年々減少することが予想されており、令和11年で7,448人となる見込みです。

■児童人口の推計

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	553	543	533	526	516
1歳	529	573	562	552	545
2歳	566	540	585	574	563
3歳	649	575	549	594	583
4歳	612	651	577	550	596
5歳	716	617	657	582	555
6歳	724	721	621	661	585
7歳	743	727	724	624	664
8歳	778	744	728	725	624
9歳	799	783	748	732	729
10歳	811	802	786	751	735
11歳	878	813	804	788	753
合計	8,358	8,089	7,874	7,659	7,448

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

(1) 教育事業（幼稚園、認定こども園）

【事業概要と実績】

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、児童を保育し、児童の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を促すことを目的とする事業です。

■実施箇所

幼稚園

- ・島田南幼稚園
- ・島田北幼稚園
- ・六合幼稚園

認定こども園

- ・みどり認定こども園幼稚園部
 - ・認定こども園島田中央幼稚園幼稚園部
 - ・認定こども園島田学園付属幼稚園幼稚園部
 - ・認定こども園五和幼稚園幼稚園部
 - ・認定こども園エルフのみらい（旧六合第一保育園）幼稚園部
 - ・認定こども園エルフのゆめ（旧六合第二保育園）幼稚園部
 - ・認定こども園五和保育園幼稚園部
 - ・認定こども園大津保育園幼稚園部
 - ・認定こども園かね保育園幼稚園部
 - ・認定こども園くりのみ保育園幼稚園部
- （令和6年4月時点）

■利用実績（幼稚園・認定こども園幼稚園部）の推移（各年5月1日現在）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用者数（人）	1,082	1,010	977	1,028	1,001
定員（人）	1,570	1,570	1,430	1,253	1,109
利用率（%）	68.9	64.3	68.3	82.0	90.3

資料：保育支援課

※幼稚園・認定こども園のうち、長時間・通年の預かり保育を利用する児童（新2号）を含めた幼稚園及び認定こども園の実利用人数です。

【量の見込みと確保の内容】

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	709	697	685	674	659
②確保の内容（人）	782	782	737	737	737
幼稚園	233	233	143	143	143
認定こども園	543	543	588	588	588
確認を受けない幼稚園	6	6	6	6	6
充足（②-①）（人）	73	85	52	63	78
利用率（%）	90.7	89.2	92.9	91.5	89.5

※幼稚園：「子ども・子育て支援法」第27条第1項に規定する「確認」を受けた幼稚園をいいます。

※確認を受けない幼稚園：「子ども・子育て支援法」第27条第1項に規定する「確認」を受けない幼稚園をいいます。

【提供体制と確保の考え方】

○国の「量の見込み」の算出等の考え方を参照し、幼稚園・認定こども園のうち、長時間・通年の預かり保育を利用する児童（新2号）については、量の見込み及び確保量とも保育事業へ計上しています。

○こどもの減少及び保育需要の高まりに伴い必要量も減少する傾向にあり、1号認定（3～5歳児）及び2号認定（3～5歳児）のうち幼児期の学校教育の利用希望があるこどもは、既存の幼稚園及び認定こども園の定員数で、必要な提供体制を十分に確保できる見込みです。

（2）保育事業（保育所、認定こども園等）

【事業概要と実績】

保護者の就労や病気などで、家庭でこどもを保育することができない場合に、保護者の代わりに保育所などで保育する事業です。

■実施箇所

保育所

- ・島田市立第一保育園（公立）
- ・島田聖母保育園
- ・島田ゆりかご保育所
- ・月坂保育園
- ・島田市立第三保育園（公立）
- ・こばと保育園
- ・たけのこ保育園
- ・神谷城保育園
- ・ゆたか保育園
- ・初倉保育園
- ・金谷中央保育園

認定こども園

- ・みどり認定こども園保育園部
- ・認定こども園島田学園付属幼稚園保育園部
- ・認定こども園エルフのみらい（旧六合第一保育園）保育園部
- ・認定こども園エルフのゆめ（旧六合第二保育園）保育園部
- ・認定こども園大津保育園保育園部
- ・認定こども園くりのみ保育園保育園部
- ・認定こども園島田中央幼稚園保育園部
- ・認定こども園五和幼稚園保育園部
- ・認定こども園五和保育園保育園部
- ・認定こども園かね保育園保育園部

地域型保育事業所

- （小規模保育事業所）
- ・しまだなごみ保育園
- ・保育所さぼう島田初倉園
- （事業所内保育事業所）
- ・あみい保育園
- （家庭的保育事業所）
- ・かていdeほいく そら
- ・島田のんのん保育園
- ・こっこ保育園
- ・こらいと島田
- ・すばるKaKa保育園
- ・かなで保育園

（令和6年4月時点）

■利用実績（保育所・認定こども園保育園部・地域型保育事業所）の推移（各年3月1日現在）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用者数（人）	2,317	2,289	2,260	2,214	2,178
0歳児	226	224	223	225	213
1歳児	376	396	376	355	370
2歳児	413	403	424	410	386
3歳以上	1,302	1,266	1,237	1,224	1,209
定員（人）	2,117	2,114	2,094	2,084	2,064
利用率（%）	109.4%	108.3%	107.9%	106.2%	105.5%

資料：保育支援課

※利用実績には、認可外保育所の利用者数等を含んでいません。

※利用者数及び定員には、幼稚園・認定こども園のうち、長時間・通年の預かり保育の利用者数（新2号）を含んでいません。

【量の見込みと確保の内容】

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度				令和8年度			
	2号	3号			2号	3号		
	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み(人)	1,291	260	347	408	1,269	258	344	404
②確保の内容(人)	1,477	256	357	428	1,477	256	357	428
保育所	527	116	158	182	527	116	158	182
認定こども園	607	85	129	164	607	85	129	164
地域型保育事業	0	55	70	82	0	55	70	82
幼稚園の預かり保育	343	0	0	0	343	0	0	0
充足(②-①)(人)	186	△4	10	20	208	△2	13	24
利用率(%)	87.4	101.6	97.2	95.3	85.9	100.8	96.4	94.4
	令和9年度				令和10年度			
	2号	3号			2号	3号		
	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み(人)	1,249	255	340	399	1,229	252	337	395
②確保の内容(人)	1,507	259	363	434	1,507	259	363	434
保育所	527	116	158	182	527	116	158	182
認定こども園	637	88	135	170	637	88	135	170
地域型保育事業	0	55	70	82	0	55	70	82
幼稚園の預かり保育	343	0	0	0	343	0	0	0
充足(②-①)(人)	258	4	23	35	278	8	26	39
利用率(%)	82.9	98.5	93.7	91.9	81.5	97.3	92.8	91.0
	令和11年度							
	2号	3号						
	3～5歳	0歳	1歳	2歳				
①量の見込み(人)	1,208	250	333	391				
②確保の内容(人)	1,507	259	363	434				
保育所	527	116	158	182				
認定こども園	637	88	135	170				
地域型保育事業	0	55	70	82				
幼稚園の預かり保育	343	0	0	0				
充足(②-①)(人)	299	9	30	43				
利用率(%)	80.1	96.5	91.7	90.1				

【提供体制と確保の考え方】

○国の「量の見込み」の算出等の考え方を参照し、幼稚園・認定こども園のうち、長時間・通年の預かり保育を利用する児童（新2号）については、量の見込み及び確保量とも保育事業へ計上しています。また、確保量は他市町への委託人数も含んでいます。

○2号認定（3～5歳児）のうち保育希望のあるこどもは、既存の保育所・認定こども園等において必要な提供体制を確保できる見込みです。3号認定（0～2歳児）のうち保育希望のあるこどもについては、令和11年度末までには必要な提供体制を確保できる見込みです。

○引き続き、保育士の確保及び弾力運用による受け入れ拡大や、幼稚園の預かり保育の活用による受け入れ拡大を図ります。

○認定こども園への移行希望のある市内の園に対して、保育需要が高い場合には認定こども園への移行を支援します。

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要と実績】

保育所等に通所していない0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保育所等において月一定時間の預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	—	37	36	36	36
0歳	—	11	11	11	11
1歳	—	12	12	12	12
2歳	—	14	13	13	13
②確保の内容（人日）	—	30	34	37	40
0歳	—	9	9	10	11
1歳	—	4	8	10	12
2歳	—	17	17	17	17
充足（②-①）（人日）	—	△7	△2	1	4

【提供体制と確保の考え方】

○令和8年度からの本格実施となる予定です。

○保護者のニーズに対応するために、提供体制の確保に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」第 59 条に定められた以下の事業です。

■地域子ども子育て支援事業

No.	事業名
1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
2	時間外（延長）保育事業
3	一時預かり事業
4	病児・病後児保育事業
5	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
6	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
7	利用者支援事業（子育てコンシェルジュ・こども家庭センター）
8	乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）
9	養育支援訪問事業
10	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
11	子育て世帯訪問支援事業
12	児童育成支援拠点事業
13	親子関係形成支援事業
14	妊婦健康診査事業
15	子育て短期支援事業（ショートステイ）
16	実費徴収に係る補足給付を行う事業
17	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
18	産後ケア事業

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要と実績】

保護者が就労などにより昼間自宅にいない家庭のこどもに生活の場と適切な遊びを提供し、こどもの健全な育成を図る事業です。

平日は、小学校の放課後の時間に預かりを実施し、春・夏・冬休み等の小学校休業日には一日預かりを実施し、家庭に代わる生活の拠点として、遊びを中心とした活動を行い、心身ともに健全に育つことを支援します。

平成27年度から、対象となるこどもの学年を小学校6年生まで拡大しています。

■実施箇所

公設

- ・島田第一小学校区第1放課後児童クラブ
- ・島田第一小学校区第3放課後児童クラブ
- ・島田第二小学校区第1放課後児童クラブ
- ・島田第三小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第四小学校区第2放課後児童クラブ
- ・島田第五小学校区第2放課後児童クラブ
- ・六合東小学校区第1放課後児童クラブ
- ・初倉小学校放課後児童クラブ
- ・金谷小学校区第1放課後児童クラブ
- ・五和保育園放課後児童クラブ ゆめっこ
- ・島田第一小学校区第2放課後児童クラブ
- ・島田第一小学校区第4放課後児童クラブ
- ・島田第二小学校区第2放課後児童クラブ
- ・島田第四小学校区第1放課後児童クラブ
- ・島田第五小学校区第1放課後児童クラブ
- ・六合小学校区放課後児童クラブ
- ・六合東小学校区第2放課後児童クラブ
- ・初倉南小学校放課後児童クラブ
- ・金谷小学校区第2放課後児童クラブ
- ・川根小学校区放課後児童クラブ

民設

- ・大津保育園放課後児童クラブ
 - ・神谷城保育園放課後児童クラブ
 - ・放課後児童クラブひみつ基地1号
 - ・ぞうさん児童クラブAチーム
 - ・五和保育園放課後児童クラブ みんなっこ
 - ・島田市六合放課後児童クラブりんご
 - ・月坂保育園放課後児童クラブ
 - ・放課後児童クラブひみつ基地2号
 - ・ぞうさん児童クラブBチーム
- （令和6年4月時点）

■利用実績の推移（各年度8月1日現在）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（人）	1,051	1,052	1,142	1,226	1,208
低学年（人）	903	916	976	1,038	1,076
高学年（人）	148	136	166	188	132
定員数（人）	1,091	1,091	1,126	1,114	1,258

資料：子育て応援課

【量の見込みと確保の内容】

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	1,313	1,306	1,276	1,271	1,222
1年生	451	440	385	416	374
2年生	378	393	398	349	377
3年生	314	288	311	315	275
4年生	137	142	135	146	148
5年生	29	37	39	37	40
6年生	4	6	8	8	8
②確保の内容（人）	1,283	1,283	1,283	1,283	1,283
充足（②-①）（人）	△30	△23	7	12	61

【提供体制と確保の考え方】

○令和9年度以降は、必要な提供体制を確保できる見込みです。

○地区によつてのニーズが異なりミスマッチしている部分については、放課後児童クラブだけでなく、放課後子供教室等と連携し、放課後の居場所づくりに努めます。

(2) 時間外（延長）保育事業

【事業概要と実績】

保育所等の通常保育時間（保育標準時間：11 時間、保育短時間：8時間）を超える保育ニーズに対応した事業です。

■実施箇所

市内の公立2園、私立9園の保育所、認定こども園 10 園及び地域型保育事業所9園で実施しています。
(令和6年4月時点)

■利用実績の推移（時間外（延長）保育事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数（箇所）	27	28	29	29	29
延べ利用者数（人）	788	961	1,013	840	840

資料：保育支援課（※令和6年度は見込み値）

【量の見込みと確保の内容】

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	881	851	842	821	817
確保の内容（人）	925	893	884	862	857

【提供体制と確保の考え方】

○就学前児童数の減少により、量の見込みはゆるやかに減少傾向ですが、保護者の働き方の多様化に対応するため、保育所、認定こども園等で引き続き延長保育を実施します。

(3) 一時預かり事業

【事業概要と実績】

幼稚園及び認定こども園幼稚園部における在園児を対象とした預かり保育

教育時間を超えてこどもを早朝から、あるいは夕方まで預かる事業です。預かり時間は、園により異なります。

その他の一時預かり

未就園児で保護者の就労形態により育児が断続的に困難になる場合、または未就園児で保護者の傷病等により緊急的及び一時的に保育が必要な場合などの保育ニーズに対応した事業です。

■実施箇所

幼稚園及び認定こども園幼稚園部における在園児を対象とした預かり保育

市内7園で実施されています。

- ・島田南幼稚園
- ・島田北幼稚園
- ・六合幼稚園
- ・認定こども園島田中央幼稚園
- ・みどり認定こども園
- ・認定こども園島田学園付属幼稚園
- ・認定こども園五和幼稚園

その他の一時預かり

市内では11箇所の保育所及び認定こども園等で実施されています。

- ・専用施設・職員配置のある保育所等
こばと保育園、しまだなごみ保育園
- ・定員に空きがある場合に受け入れができる保育所等
認定こども園五和保育園、神谷城保育園、認定こども園大津保育園、金谷中央保育園、
認定こども園かわね保育園、あみい保育園、こらいと島田、保育所きぼう島田初倉園
- ・こども館一時託児（おおむね生後2か月～小学校就学前対象）

（令和6年4月時点）

■【幼稚園認定こども園幼稚園部における在園児を対象とした預かり保育】利用実績の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 (延べ人)	1号認定	3,023	4,299	4,169	3,366	4,299
	2号認定	17,768	25,145	26,399	28,577	28,577

資料：保育支援課（※令和6年度は見込み値）

■【その他の一時預かり 保育所等】利用実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（延べ人）	429	1,366	1,512	994	960

資料：保育支援課（※令和6年度は見込み値）

■【その他の一時預かり こども館一時託児】利用実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）	82	117	105	136	221

資料：子育て応援課（※令和6年度は見込み値）

【量の見込みと確保の内容】

■【幼稚園及び認定こども園幼稚園部における在園児を対象とした預かり保育】量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人）	31,876	29,716	28,748	27,829	27,958
確保の内容（延べ人）	32,876	32,876	32,876	32,876	32,876

■【その他の一時預かり 保育所等】量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人）	1,316	1,270	1,257	1,226	1,219
確保の内容（延べ人）	3,360	3,360	3,360	3,360	3,360

■【その他の一時預かり こども館一時託児】量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	213	206	204	199	198
確保の内容（人）	213	206	204	199	198

【提供体制と確保の考え方】

幼稚園及び認定こども園幼稚園部における在園児を対象とした預かり保育

○保護者の働き方の多様化により、2号認定の預かり保育は増加傾向にありますが、必要な提供体制を十分に確保できる見込みです。

○引き続き、確保量が不足しないよう、状況に応じて対応します。

その他の一時預かり

○令和4年度から令和5年度にかけて、こどもの減少に伴い必要量も減少傾向にあるため、今後も必要な提供体制を確保できる見込みです。

○引き続き一時預かり事業を実施し、提供体制を維持していきます。

○こども館における一時託児は、登録保育士の確保により、受け入れの断りを少なくするように努めます。

(4) 病児・病後児保育事業

【事業概要と実績】

病氣中、または病気の回復期のこどもが、保育所や小学校などに通えない状態の場合や、保護者の都合で保育できない場合に一時的に預かる事業です。

■実施箇所

病児保育事業は、市内1箇所を実施しています。(令和2年度から実施)

- ・リバティこどもクリニック リバティ病児保育室「え～ら」

病後児保育事業は、市内4箇所を実施しています。

- ・島田聖母保育園
- ・認定こども園大津保育園
- ・初倉保育園
- ・認定こども園五和保育園

■【病児保育事業】利用実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数(箇所)	1	1	1	1	1
利用者数(延べ人)	177	465	646	915	878

資料：保育支援課(※令和6年度は見込み値)

■【病後児保育事業】利用実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数(箇所)	4	4	4	4	4
利用者数(延べ人)	771	829	792	957	914

資料：保育支援課(※令和6年度は見込み値)

【量の見込みと確保の内容】

■【病児保育事業】量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人)	851	825	802	781	758
確保の内容(延べ人)	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160

■【病後児保育事業】量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人)	886	859	835	813	789
確保の内容(延べ人)	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640

【提供体制と確保の考え方】

○感染症の流行などにより、利用者数の変動が大きい事業ではありますが、現時点で需要に対応されています。引き続き、確保量が不足しないよう努めます。

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業概要と実績】

地域において育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員を支援する事業です。対象は0歳（生後2か月）から小学校6年生までの子どもです。

■実施箇所

島田市こども館に事務局を置き、実施しています。

■利用実績の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数（箇所）		1	1	1	1	1
会員数 （人）	提供会員	87	80	81	82	82
	依頼会員	297	314	311	309	313
	両会員	18	16	17	13	10
活動回数（延べ回）		407	1,064	879	702	604

資料：子育て応援課（※令和6年度は見込み値）

【量の見込みと確保の内容】

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ回）	897	866	857	836	831
確保の内容（延べ回）	897	866	857	836	831

【提供体制と確保の考え方】

○令和6年度で提供会員 82 人、依頼会員 313 人、両会員 10 人の会員登録見込みがあります。

○事業を周知し、提供会員・依頼会員の確保と円滑な運営に努めます。

(6) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

【事業概要と実績】

子育て親子及び妊婦の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育て等に関する相談・援助の実施や、子育て関連情報の提供・講習等を実施する事業です。

■実施箇所

公立 1箇所

- ・島田市地域交流センター歩歩路（すまいるハウスたまご）

私立 8箇所

- ・ゆたか保育園（子育てふうせん）
- ・島田聖母保育園（シャローム）
- ・認定こども園エルフのゆめ（にこにこ広場）
- ・認定こども園五和保育園（ひよこ）
- ・認定こども園かわね保育園（むくむく）
- ・認定こども園大津保育園（ひばり）
- ・初倉保育園（たんぼぼ広場）
- ・しまだなごみ保育園（ぼかぼか）

■利用実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数（箇所）	9	9	9	9	9
利用者数（延べ人）	27,694	23,551	24,535	26,616	31,648

資料：子育て応援課（※令和6年度は見込み値）

【量の見込みと確保の内容】

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人）	34,001	34,166	34,661	34,084	33,506
確保の内容（延べ人）	34,001	34,166	34,661	34,084	33,506

【提供体制と確保の考え方】

○開所の仕方や活動内容の見直しを図り、未就園児の子育て家庭が利用しやすいように改善してきたことで、少しずつ利用が増えてきています。

○地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する相談や専門的な支援を行い、妊娠期からの切れ目ない支援が行えるよう、保健師や子育てコンシェルジュと連携を図りながら、市内の子育て家庭を丁寧に支えていきます。

(7) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ・こども家庭センター）

【事業概要と実績】

こども、保護者、妊婦などが行政窓口や教育・保育施設、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、行政の窓口など身近な実施場所で情報提供や必要に応じた相談、助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■実施箇所

基本型 1箇所

- ・市役所内 子育て応援課に子育てコンシェルジュを配置

こども家庭センター型 2箇所

- ・市役所内 子育て応援課に家庭児童相談係を設置（児童福祉機能）
- ・保健福祉センター内 こども家庭センター「てくてく」を設置（母子保健機能）

妊婦等包括相談支援事業型 1箇所

- ・保健福祉センター内 こども家庭センター「てくてく」を設置

■利用実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型（箇所）	1	1	1	1	1
母子保健型（箇所）	1	1	1	1	0
こども家庭センター型 （母子保健機能）（箇所）	0	0	0	0	1

資料：子育て応援課、健康づくり課

【量の見込みと確保の内容】

■量の見込みと確保の内容

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	確保の内容（箇所）	1	1	1	1	1
	量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
特定型	確保の内容（箇所）	0	0	0	0	0
	量の見込み（箇所）	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	確保の内容（箇所）	2	2	2	2	2
	量の見込み（箇所）	2	2	2	2	2
妊婦等包括相談支援事業型	確保の内容（回）	1,338	1,314	1,290	1,273	1,249
	量の見込み（回）	1,338	1,314	1,290	1,273	1,249

【提供体制と確保の考え方】

○地域子育て支援センター等への巡回、母子保健事業と連携しながら、保護者やこども、妊婦に寄り添い、安心して子育てに向き合えるよう、支援を行っていきます。また、地域の子育て支援活動団体とも連携し、活動や支援を実施していきます。

○こども家庭センター「てくてく」では、妊娠・出産・子育て期にわたる悩みに対し、相談・訪問支援等を実施します。

○島田市版ネウボラの取り組みの一つである、担当保健師による妊娠期からの切れ目のない支援体制を継続していきます。

○妊娠・出産という環境や心身が大きく変化する時期の不安や悩みが解消され、安心して子育てできるよう相談支援体制の整備や情報の提供を行っていきます。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

【事業概要と実績】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、こどもの健全な発育、発達のための育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■実施方法

生後2か月頃、市の保健師や助産師が家庭訪問をします。

■利用実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数（件）	593	596	554	515	480
訪問数（件）	593	596	554	515	480
実施率（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：健康づくり課（※令和6年度は見込み値）

【量の見込みと確保の内容】

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（件）	549	539	529	522	512
確保の内容（件）	549	539	529	522	512
実施率（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【提供体制と確保の考え方】

○出産による心身の変化、生活や環境の変化に伴い、不安定になりやすい産後に、子育て支援事業の紹介など必要な情報提供や相談支援を行い、子育て世帯の孤立化防止や育児不安の解消に努めます。

(9) 養育支援訪問事業

【事業概要と実績】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

■実施方法

要保護児童・要支援児童等がいる家庭を対象に、養育支援訪問員が訪問します。

■利用実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数（延べ世帯）	140	143	112	105	115

資料：子育て応援課（※令和6年度は見込み値）

【量の見込みと確保の内容】

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ世帯）	133	128	127	124	123
確保の内容（延べ世帯）	133	128	127	124	123

【提供体制と確保の考え方】

○妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭や島田市要保護児童対策地域協議会でのケースで、特に支援を必要とする家庭に対して支援を行います。

○必要に応じて、関係機関と連携しながら、支援を必要とする家庭に対して迅速に対応していきます。

(10) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の構成員の連携強化を図るとともに地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための取り組みを推進します。

(11) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要と実績】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

■実施方法

要保護児童・要支援児童等がいる家庭を対象に、家事・子育て等の支援を委託事業者が実施します。

【量の見込みと確保の内容】

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人）	283	276	270	264	257
確保の内容（延べ人）	283	276	270	264	257

【提供体制と確保の考え方】

○家庭が抱える不安や悩みを傾聴するだけでなく、より手厚い家事や養育支援を行うため、訪問支援を行う委託事業所を複数確保していきます。

○支援が必要な世帯には、相談や聞き取りを十分に行い、サポートプランを作成することで、必要な支援を提供していきます。

(12) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供等を行う事業です。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた包括的な支援の提供を図る事業です。

事業の実施については、個別のニーズに応じた包括的な支援が出来るよう、支援を必要とする児童の把握や、居場所となる地域資源の確保等を検討します。

(13) 親子関係形成支援事業

【事業概要と実績】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

■実施方法・内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者同士が、相互に学び合う機会を設けます。

【量の見込みと確保の内容】

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人数）	8	7	7	7	7
確保の内容（実人数）	8	8	8	8	8

【提供体制と確保の考え方】

○児童との関わり方等に不安を抱える保護者に対して、育児に自信を持てるような講座やグループワークへの参加を積極的に促していきます。

○支援が必要な世帯には、相談や聞き取りを十分に行い、サポートプランを作成し、親子間の適切な関係性を学ぶグループワーク等を開催していきます。

(14) 妊婦健康診査事業

【事業概要と実績】

妊婦の健康管理を行い、母子の健康の保持及び増進を図るため、医療機関や助産所において妊婦健康診査を実施する事業です。

■実施内容

母子健康手帳交付時に、公費負担の受診票として、基本健診16枚、超音波検査4枚、血液検査1枚、血算検査1枚、GBS検査1枚を交付しています。
多胎児については、上記受診票に加え、基本健診5枚を追加交付しています。

■利用実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診件数（延べ件）	7,321	7,479	6,621	6,313	7,157

資料：健康づくり課（※令和6年度は見込み値）

【量の見込みと確保の内容】

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ件）	7,745	7,605	7,465	7,367	7,227
確保の内容（延べ件）	7,745	7,605	7,465	7,367	7,227

【提供体制と確保の考え方】

○必要な提供体制は十分に確保できている状況にあります。引き続き、母子健康手帳交付時に健診の必要性を説明し、実施率100%を目指します。

(15) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要と実績】

保護者が病気などにより家庭でこどもを養育することが困難となった場合に、一時的にこどもを保護及び養育し、宿泊を伴う一時預かりを行う事業です。

■実施方法

適切に保護することができる児童養護施設等の施設に委託して実施します。

■利用実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（延べ人）	2	7	68	126	134

資料：子育て応援課（※令和6年度は見込み値）

【量の見込みと確保の内容】

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人）	140	140	140	140	140
確保の内容（延べ人）	140	140	140	140	140

【提供体制と確保の考え方】

- 児童の状況に応じたサポートプランの作成及び適切な支援を実施することにより、親子の心の安定を図り、虐待防止に努めていきます。
- 子育てに不安を持つ保護者や精神疾患を患っている保護者が増えており、保護者の心の安定を図ることを目的とした当事業の充実が引き続き必要となります。
- 事業は一時的にこどもと保護者を分離することで双方の心の安定を目指すことから、実施のタイミングなどをしっかり見極める必要があります。

(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要と実績】

保護者の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食材料費、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■利用実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（延べ人）	1,057	1,112	288	52	12

資料：保育支援課（※令和6年度は見込み値）

【量の見込みと確保の内容】

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人）	20	20	20	20	20
確保の内容（延べ人）	20	20	20	20	20

【提供体制と確保の考え方】

○近年、対象となる児童数は減少傾向ですが、国の動向に応じて、教育・保育通園援助事業として、保護者のニーズがあった場合に、低所得者層等を対象に副食材料費、教材費等の一部を助成していきます。

(17) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置または運営については、事業量は見込んでいませんが、保育需要を把握した上で、事業者からの個別相談に応じるなどの支援を行います。

(18) 産後ケア事業

【事業概要】

産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人）	312	320	314	310	305
確保の内容（延べ人）	312	320	314	310	305

【提供体制と確保の考え方】

○令和5年度の途中から、産後ケアが必要な母親は誰もが利用できる事業となりました。今後、利用者の増加が見込まれます。

○産後ケアを必要とする母親が事業を利用できるよう、対象者への事業の周知徹底に努めます。

第8章

計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 庁内の連携体制

こども・若者、子育て当事者への支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたっており、子育て支援事業に関係する部署のみならず、全庁的な取り組みを進めていく必要があります。本計画を着実に推進するよう、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

(2) 市民や地域、関係機関との連携体制

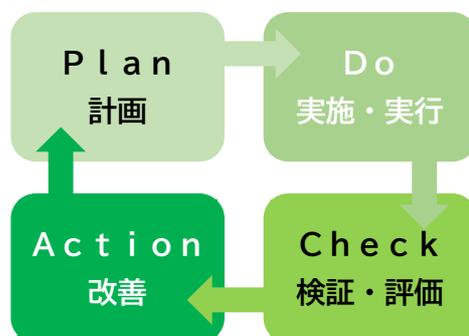
本計画の推進にあたっては、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのため、市ホームページや広報紙などを通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な取り組みとの十分な連携を図りつつ、計画を推進します。また、被虐待児童や障害のあるこどもへの専門的な支援を必要とする場合などには、国や県、近隣市町との連携・調整のもと、より充実した取り組みを進めます。

2 計画の進捗管理と評価

PDCAサイクルを活用した進捗管理と評価

本計画の進捗管理にあたっては、重点事業についての達成状況等を把握するとともに、毎年度、「島田市子ども・子育て会議」において、各事業の進捗状況の報告・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うなど、PDCAサイクル【Plan（計画）— Do（実施・実行）— Check（検証・評価）— Action（改善）】による進行管理に努めます。また、本計画で定めた教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容の両方の数値についても、毎年度、需要と供給の状況を確認し、利用者の動向等を鑑みながら事業展開に反映していきます。

■PDCAサイクル



資料編

1 ライフステージ別施策一覧

少子化対策に関する取り組み

施策	取り組み	0歳	6歳	12歳	39歳	
		妊娠・出産期	乳幼児期	学童期	思春期～ポスト青年期	
I 妊娠から始める切れ目のない支援体制の充実	1 安心して妊娠・出産できる支援体制の充実	島田市版ネウボラ こども家庭センター「てくてく」 — フレッシュ！パパママ教室 — はじめのいっぽ講座 — あかちゃんのお世話体験				
	2 親とこどもの健康の確保及び増進		— 1か月児・4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査			
II 地域における子育て支援の充実	3 子育てを支援するためのネットワークの充実		— 育児サポーター派遣事業 島田市子育て支援ネットワークの運営 — 家庭教育講座		～39歳	
	4 親子のふれあいの場や親同士の交流の充実		— 7か月の Family Day — 地域子育て支援センターの運営 — あかちゃん講座			
	5 地域協働による子育て支援体制の充実		おはなし会 こども館の運営 児童センター・児童館の運営 ファミリー・サポート・センター事業		～18歳	
			地域学校協働本部事業		～15歳	
	6 相談支援・子育てに関する情報提供の充実		子育て支援プラットフォーム「しまいく+(ぷらす)」の運営 島田市子育て応援サイトしまいく 子育てコンシェルジュ		～18歳 ※一部20歳まで ～39歳 ～18歳	
	III 就学前のこどもの教育・保育環境の充実	7 多様な教育・保育の提供		幼児教育、通常保育事業 時間外(延長)保育事業 一時預かり事業 障害児保育事業 病児・病後児保育事業		
8 教育・保育の質の向上			発達支援に関する講座・発達支援研修会 保育所等職員の研修		～18歳 18歳～39歳	
IV 子育て家庭への負担軽減及び子育て環境の整備		9 子育て家庭への経済的援助の推進		— 妊婦支援給付金支給事業 児童手当支給 — 保育所等保育料の軽減		～18歳
	10 共働き・子育ての促進		育児休業制度の周知、利用の啓発 ハローワーク島田お仕事相談室「ママハロ」の運営		～39歳 18歳～39歳	
V 特別な支援が必要な家庭の生活の向上	11 子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化		要保護児童対策地域協議会 家庭児童相談室の運営		～17歳 ～17歳	
	12 ひとり親家庭等の支援の充実		児童扶養手当支給		～18歳	
	13 障害等のあるこどもの家庭への支援の充実			— 新生児聴覚スクリーニング検査助成事業 — 乳幼児相談(運動発達、2歳3か月児、3歳6か月児)		
				— あそびの教室 児童発達支援事業		
				— 親子学習会(つくしんぼ)の実施 発達相談、心理検査		～18歳
			— 就園・就学時の接続期支援			

こども・若者育成支援に関する取り組み（第3期島田市子ども・若者育成支援計画）

施策	取り組み	0歳		6歳		12歳		39歳	
		妊娠・出産期	乳幼児期	学童期	思春期～ポスト青年期				
機運醸成 会に向けた まんなか社 I こども	1 こども基本法やこどもの権利に関する社会機運の醸成			「人権教室」、「人権の花運動」		～18歳			
				「中学生人権作文コンテスト」、「人権啓発ポスター展」事業		～18歳			
	2 こどもの意見の表明・参加の促進	こども・若者の意見聴取や意見表明の仕組みづくり						～39歳	
豊かな心と 豊かな心と II こども	3 情操教育、道徳教育の推進	本に出会い、本に親しみ、本を生かす機会の提供						～39歳	
	4 体力、健康づくりの推進	「島田市食育推進計画」に基づいた食育指導の推進						～39歳	
の充実 III こども・若者の居場所・活動	5 こども・若者の居場所づくり			放課後児童クラブの運営					
				放課後子供教室					
	6 遊びや体験活動の推進	つどいの広場事業						～39歳	
				六合チャレンジクラブ					
		芸術文化普及事業の開催(音楽会、演劇、講演会など)						～39歳	
	7 多様な学習機会の提供	姉妹都市・友好都市・交流都市との各種交流事業と事業への協力						～13歳～18歳	
		少年育成教室「しまだガンバ！」						～	
くり 希望を持てる社会をつ IV こども・若者が	8 ジェンダー平等の理解と推進	多様性のあり方の理解促進						～15歳	
	9 キャリア教育の推進	職場体験、キャリア教育講話の促進						～15歳	
	10 若者の就労に対する支援	ハローワーク島田お仕事相談室「ママハロ」の運営						～18歳～39歳	
	11 結婚する人やこどもができた人への支援	結婚新生活支援事業						～18歳～39歳	
安心に暮らせる環境づくり V こども・若者が安全・安心に暮らせる	12 安心できる学校づくり			地域学校協働本部事業		～15歳			
	13 安全・安心に暮らせる社会環境の整備			交通安全教育		～			
		有害情報からこども・若者を守るための青少年健全育成活動						～18歳	
困難を有するこども・若者の自立に向けた支援 VI	14 虐待の防止・早期発見	こども家庭センター						～17歳	
		ケース会議						～17歳	
		スクールソーシャルワーカーの設置						～15歳	
	15 障害のあるこども・若者への支援	児童発達支援事業							
		障害児保育事業							
	16 いじめ、不登校等に対する取り組みの推進	「島田市いじめ問題対策連絡協議会」等の開催						～15歳	
		適応指導教室と連携した不登校児童の受け入れと学習支援						～15歳	
	17 非行や立ち直りの支援	非行を犯してしまった少年の立ち直りを図るための関係機関等と連携した適切な処遇の推進						～15歳	
	18 相談支援体制の充実	生活困窮者自立支援事業						～39歳	
	障害児者相談支援事業						～39歳		
	こども家庭センター						～17歳		
	青少年相談						～15歳～39歳		
19 特に配慮の必要なこども・若者への支援	要保護児童対策地域協議会						～17歳		
	困難を有する子ども・若者に関する実務者会議						～39歳		
	生徒指導担当、特別支援担当合同研修会等						～15歳		
	青少年相談窓口の周知、悩みへの十分な傾聴、医療機関など適切な専門機関へのつなぎ						～15歳～39歳		

こどもの貧困対策に関する取り組み（第2期島田市こどもの貧困対策推進計画）

施策	取り組み	0歳		6歳	12歳	39歳
		妊娠・出産期	乳幼児期	学童期	思春期～ポスト青年期	
実 I 教育機会の充 実	1 連携による教育支援の推進	スクールソーシャルワーカーの活用		～15歳		
	2 学校・地域における学習支援や多様な体験活動の機会の充実			夢育・地育の推進		～15歳
	3 教育費負担の軽減	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費		～15歳		
II 生活の安定 に資するた めの充 実	4 こどもの居場所づくりの推進			放課後児童クラブの運営		
	5 保護者の就労支援		自立支援教育訓練給付金事業			～18歳
	6 経済的な支援の充実		児童扶養手当支給			～18歳
III 支 援 に つ な が る 仕 組 み づ く り	7 こどもの貧困に対する理解の促進	関係機関や市職員等への理解促進				～17歳
	8 支援・サービスに関する情報提供と相談支援の充実		— 地域子育て支援センターの運営			
	9 関係機関等との協働・連携体制の充実	各種機関における相談体制の強化				～17歳

2 こども基本法（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
 - 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
 - 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
 - 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
 - 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

- 第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

- 第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととも次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者

育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

二 イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

- 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
- 3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和四年法律第七十七号）の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいう。

(基本理念)

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施することの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、こどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 基本的施策

(こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱)

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱（以下この条及び次条において単に「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針
- 二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項
- 四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこども

の大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にあるこどもの保護者の雇用の安定及び所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえた各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体の活動の支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第十六条 国及び地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し及び実施するため、次に掲げる事項についての調査及び研究並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証並びにそれらの成果の活用を推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 こどもの貧困の実態

- 二 こどもの貧困に関する指標
- 三 貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方
- 四 こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方
- 五 地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計

画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

6 子ども・子育て会議条例

○島田市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 16 日

条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、島田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（令 5 条例 1 ・令 6 条例 9 ・一部改正）

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策その他関連する施策に関すること。

（令 6 条例 9 ・一部改正）

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 子どもの保護者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（令 6 条例 9 ・一部改正）

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 子育て会議に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 委員長は、子育て会議の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させて、必要な説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(平 25 条例 45・平 26 条例 36・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日条例第 45 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 25 日条例第 36 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（島田市青少年問題協議会条例の廃止）

2 島田市青少年問題協議会条例（平成 17 年島田市条例第 158 号）は、廃止する。

7 子ども・子育て会議委員名簿

No.	職	氏名	選出区分
1	委員長	永田 恵実子	学識経験者
2	副委員長	杉本 真美	子育て支援団体からの推薦
3	委員	久野 龍彦	子育て支援事業従事者
4	委員	鈴木 和裕	子育て支援事業従事者
5	委員	市川 平和	子どもの保護者
6	委員	長谷川 智美	子どもの保護者
7	委員	福永 宣彦	子どもの保護者
8	委員	亀山 泰弘	学識経験者
9	委員	鈴木 芳雄	子育て支援団体からの推薦
10	委員	清水 文子	子育て支援団体からの推薦
11	委員	熊谷 彩織	子育て支援事業従事者
12	委員	山村 順樹	学識経験者
13	委員	下 友子	関係行政機関
14	委員	鈴木 仁枝	関係行政機関
15	委員	畑中 陽子	関係行政機関
16	委員	大石 真司	関係行政機関
17	委員	清水 基之	関係行政機関
18	委員	小玉 邦彦	関係行政機関
19	委員	永田 智行	関係行政機関
20	委員	伊藤 活弥	関係行政機関

8 計画策定の経過

実施時期	審議の概要、実施内容等
令和6年1月22日	令和5年度 第1回島田市子ども・子育て会議 <審議案件> ①第2期島田市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について ②保育施設等の変更について ③島田市こども計画策定に伴う実態把握調査について
令和6年2月19日～ 3月3日	子ども・若者実態調査の実施 対象：市内在住の15歳～39歳市民 1,000件
令和6年2月19日～ 3月3日	子ども・子育てに関するニーズ調査の実施 対象：市内在住の「就学前児童」の保護者 1,600件 市内在住の「小学生児童」の保護者 1,000件
令和6年2月29日～ 3月13日	子どもの生活実態調査の実施 対象：島田市立の小学5年生・中学2年生 1,680件 島田市立の小学5年生・中学2年生の保護者 1,680件
令和6年6月10日	令和6年度 第1回島田市子ども・子育て会議 <審議案件> ①第2期島田市子ども子育て支援事業計画の実施状況について ②島田市こども計画策定に伴う実態把握調査の結果報告について ③島田市こども計画策定方針について ④こどもアンケートの実施について
令和6年6月17日～ 6月30日	こども・若者アンケート調査の実施 対象：市内在住の6歳～18歳
令和6年8月2日	令和6年度 第2回島田市子ども・子育て会議 <審議案件> ①こども・若者アンケート調査の結果報告について ②島田市こども計画の骨子案について
令和6年10月18日	令和6年度 第3回島田市子ども・子育て会議 <審議案件> ①島田市こども計画の素案について
令和6年12月13日	令和6年度 第4回島田市子ども・子育て会議 <審議案件> ①島田市こども計画の素案について ②島田市こども計画のこども版について
令和6年12月23日～ 令和7年1月21日	パブリックコメントの実施
令和7年2月6日	令和6年度 第5回島田市子ども・子育て会議 <報告案件> ①保育施設の変更等について <審議案件> ①島田市こども計画のパブリックコメントの実施結果について ②島田市こども計画の素案について

9 用語解説

アルファベット・数字

1号認定

保育の必要性のない教育を希望する満3歳から小学校就学前のこどものこと。

2号認定

保育の必要性がある3歳から5歳までの小学校就学前のこどものこと。

3号認定

保育の必要性がある0歳から2歳までのこどものこと。

DV

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関する技術の総称。

LGBT

レズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシュアル（B）、トランスジェンダー（T）のそれぞれの頭文字をつなげた言葉。LGBTQ、LGBTQ+などとも表わされ、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を総称する言葉として用いられている。

UIJターン

主に大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称（Uターン、Iターン、Jターン）。

あ行

アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。医療機関が、在宅の患者や要介護者を訪問して社会生活を支援する活動など。

育児サポーター

就学前の子どもと同居している妊娠中の母親や出産後間もない子どもを持つ母親に対して、家庭訪問により育児援助・相談を行う育児経験のある保育士のこと。

医療的ケア児

日常生活を営むために、たんの吸引や経管栄養などの医療を必要とする状態にある障がいのあるこどものこと。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものを指す言葉のこと。

おはなしギフト

図書館職員や読み聞かせボランティアが、子育て広場、地域子育て支援センターなどに出向き、未就園児を対象に絵本の読み聞かせや手遊びなどを行うとともに、保護者に向け図書館の利用案内を行う。

おはなし宅配便

図書館職員や読み聞かせボランティアが、市内の幼稚園等を訪問し、年齢別やクラス単位で絵本の読み聞かせや手遊びなどを行う。

か行

確保の内容

市が実施する教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業において、目指す支援の目標値のこと。

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

学校教育支援員

発達障害等の困り感を持った児童生徒に対して、個に応じた教育支援や学校の実情に応じた支援を行う支援員のこと。

家庭教育学級

家庭教育について親同士が学び合い、迷いや悩み・不安などを話し合うことで、親同士のつながりづくりなどを行う場のこと。

家庭的保育事業

保育士や幼稚園教諭などの資格を持つ者が、市の研修を受講して「家庭的保育者」として認定され、主に、満3歳未満の少人数の乳児・幼児を自宅などで預かり、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかな保育サービスを提供する事業。

キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

教育センター

島田市の教育の充実と振興を図るための教育施設のこと。教育相談、教育指導等に関する事業を行う。

協働

住民、事業者、行政など様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること。

権利擁護

本人の自己決定や自己実現を尊重し、権利行使ができるよう支援すること。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むこどもの数に相当する。

子育てコンシェルジュ

こどもに係る相談窓口として、児童に係る悩みや発達の相談、ニーズに合った子育て支援サービスの情報提供等を行い、他部署と連携し解決に導く支援を行う専門相談員（保育士）。

子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」

島田第一中学校の地域連携室を会場に、子育て中の保護者やこれから出産を控えた人が参加して、つながりを作ったり、子育ての不安や悩みについて相談したりできる居場所のこと。

こども家庭センター

母子保健と児童福祉の両分野が一体となり、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行う機関のこと。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援についての需給計画。

こども食堂

地域のこどもたちや大人が気軽に立ち寄り、無料または安価で栄養バランスの取れた食事や団らん、相互に交流する場を提供する食堂のこと。

こどもの貧困対策推進計画

こどもの貧困対策を総合的に推進するための施策や具体的な取り組みを定めた計画。

こどもまんなか社会

すべてのこども・若者が、心も体も幸せに生活できる社会のこと。

子ども・若者育成支援計画

こども・若者の健やかな成長と、困難を有するこども・若者やその家族の支援を総合的かつ体系的に推進することを目的にした計画。

さ行

サタデー・サマーオープンスクール

伊久身地区の豊かな自然環境を活かした体験活動を通して、自然の素晴らしさを感じる感性や自然を大切にしようとする態度を育てる事業のこと。市内小学校に通学する3年生から6年生までが対象。サタデーオープンスクールは土曜日、サマーオープンスクールは夏休み期間に開催している。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

事業所内保育事業

主に、満3歳未満の乳児・幼児を対象とした、事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業。

姉妹都市・友好都市・交流都市

行政及び市民交流による友好親善や、相互発展等を目的とした国内外の都市等との提携・交流のこと。

島田市版ネウボラ

ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスの場」という意味。フィンランドの母子保健システム「ネウボラ」のエッセンスを取り入れた子育て世帯の支援体制のこと。母子健康手帳時から各家庭に担当保健師を配置し、妊娠期から同じ保健師が継続して訪問や相談等に対応する仕組みのこと。

障害福祉サービス

「障害者の日常生活と社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」に基づき、国県によって仕組みが統一された「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、地域の実情に応じて実施される、市独自の「地域生活支援事業」がある。個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる。

小規模保育事業

主に満3歳未満の児童を対象とした、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

人権擁護委員

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアのこと。

スクールカウンセラー

各学校に配置され、児童生徒、保護者、教職員に対する相談等の心のケアや精神的なサポートを行う専門職のこと。

スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う専門家のこと。

生活習慣病

不適切な食生活、運動不足、ストレス過剰や喫煙、過度な飲酒などの生活習慣が発症と進行に深く関与していると考えられる糖尿病、脂質異常症、高血圧症、高尿酸血症、動脈硬化、がんなどの疾患の総称。

生活保護

資産や能力等を活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援する制度のこと。

青少年育成支援センター

青少年の保護育成に関係する機関及び団体が連携して、青少年の補導活動及び相談を総合的かつ効果的に推進するための拠点のこと。

青少年リーダー、青少年指導者

地域や青少年団体などで活動の中心となる若者のこと。

相対的貧困率

国や地域の中での経済格差を測る指標のひとつ。その国や地域の所得の中央値の半分に満たない人の割合のこと。

た行

地域型保育事業

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

地域学校協働本部

学校・家庭・地域が一体となって教育を支える体制のこと。配置されたコーディネーターが学校におけるニーズと地域ボランティアをつないでいる。

地域子育て支援センター

地域子育て支援拠点として子育て中の親子にとっての身近な支援場所。子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育て等に関する相談・援助の実施や子育て関連情報の提供・講習等を実施するための拠点のこと。

通級指導教室（いずみの教室、ことばの教室）

話し言葉がはっきりしなかったり、人との関わりやコミュニケーションがうまくとれなかったりする児童の指導を行う教室。

適応指導教室（チャレンジ教室）

児童生徒の主体性を尊重しながら活動を行うことで心の解放を図り、自発性や社会性、集団への適応力、学習への興味・関心・意欲を育む教室。

寺子屋

社会総がかりでこどもを育む環境づくりの推進に向けて、家庭等において主体的に学習に取り組む習慣を身につけることができるよう、地域の教育力を活用して放課後等に学習支援を行う場のこと。

特別支援教育指導室（たんぽぽ）

児童生徒一人ひとりのニーズに合わせたソーシャルスキル等の指導や支援を行う教室。

な行

ニート

学生でなく、現在働いていない、働くための職業訓練をしていない人のこと。

ニュースポーツ

トランポウォーク、バルーンバレー、ファミリーバドミントンなどの新しい競技のこと。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つほか、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う施設。認定こども園は保護者の就労状況にかかわらず利用することができる。

は行

発達障害

発達障害者支援法に規定されている自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、その他これに類する脳機能の障害であり、その症状が通常低年齢において発現するもの。

ひきこもり

社会参加の場がなく、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

ひとりじゃないでね応援団

島田弁を使った子育て応援メッセージ「ひとりじゃないでね」の想いに賛同し、子育て家庭を温かく包み込んで孤立しがちな子育てを応援する企業、商店、団体等のこと。

ファミリー・サポート・センター

育児・子育てのサービスを受けたい人（委託会員）と、育児・子育てのサービスを提供したい人（受託会員）が会員になり、相互に援助を行う組織のこと。

ふじのくにジュニア防災士

「静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座」を受講し、認定証を交付された県内の小学校4年生から高校3年生までの児童生徒のこと。ふじのくにジュニア防災士は、地震や風水害等の災害から自らの命を守り、家庭の防災リーダーとなる者であり、かつ、将来において地域の防災活動に参加する地域防災リーダーとなることが期待される者である。

フッ化物

フッ素を含む化合物のことで、むし歯を予防する効果がある。フッ化物には、歯質の強化、歯の表面の修復（再石灰化）、むし歯菌を抑制する働きがある。

ブックスタート事業

乳幼児から親子で絵本を読む大切さを感じてもらうことを目的に、乳児（本市は7か月児）とその保護者に希望する絵本を贈呈する事業。

プログラミング教育

こどもにコンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」（物事を順序立てて論理的に考える力）などを育成するもの。

ペアレントサポーター

身近な先輩ママとして親に寄り添い、相談業務や家庭教育・子育てに関する活動へのサポートを行う家庭教育支援員のこと。

放課後子供教室

放課後等にこどもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、こどもとスポーツ・文化活動・物作り体験活動等を行う事業のこと。こどもが自主的に活動するための場所の提供とその見守りが中心であり、家庭に代わる放課後の生活の場を提供する「放課後児童クラブ」とは異なる。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学校に就学している児童を放課後の時間帯や夏休み等の長期休暇期間に預かる施設のこと。

ボランティア

社会福祉において、個人の意思により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則は「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。

ま行

マイ支援センター

はじめて子育てする保護者が、市内9か所の地域子育て支援センターの中から1か所を登録し、妊娠期から身近な場所で子育て情報の取得や相談ができ、子育ての孤立化の防止や育児負担の軽減につながる取り組みのこと。

民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき委嘱された、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う人。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推進した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、民生委員はこどもの見守りや子育ての相談等を行う「児童委員」を兼ねており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

や行

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満のこどものこと。

養育

こどもを健全に育て、知識・適応心を育む教育を行い、健やかな成長を支援すること。

ら行

ライフステージ

年齢あるいは世代。人間の一生におけるそれぞれの段階。

療育

障害のあるこどもの特性やニーズに合わせた専門的支援を行い、社会的に自立することを目的として行われる教育。

量の見込み

市が実施する教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業において、必要とされることが見込まれる支援の量のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



島田市こども計画



発行：島田市

発行年月：令和7年3月

編集：島田市 子ども未来部 子育て応援課

〒427-8501 静岡県島田市中心町1番の1

TEL：0547-36-7159 FAX：0547-36-8006



SHIMADA
GREEN Ci-TEA
JAPAN

島田市 こども計画

第3期島田市子ども・子育て支援事業計画

第3期島田市子ども・若者育成支援計画

第2期島田市こどもの貧困対策推進計画